

平成29年第7回若狭町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月11日若狭町議会第7回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時13分 開会)

○議長（原田進男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、北原武道君、10番、福谷洋君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（原田進男君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、5名の皆様から通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順は1番、藤本武士君、5番、辻岡正和君、13番、小林和弘君、12番、小堀信昭君、9番、北原武道君の順に質問を許可します。

1番、藤本武士君。

藤本武士君の質問時間は、10時15分までとします。

○1番（藤本武士君）

それではまず、一般質問に入る前に一言お願いをさせていただきます。

4月の初当選以降、いろいろな場所で多くの町民の方々と意見交換をさせていただく機会をいただきました。きょうはその中で、町民の皆さんが一番聞きたいこと、疑問に感じていることを抜粋し質問をいたします。

どうか、町民の皆さんにわかりやすいように的確で、なおかつスピーディな答弁をお願いして、質問に入らせていただきます。

それでは、まず1番目の若狭町行財政改革への取り組みについて。

若狭町では、本年4月に総務課に行財政改革推進室を設置し、今後に向けた行財政改革に本格的に取り組む姿勢を打ち出されました。その背景には、町の財政が大変厳しい状況とも聞いておりますが、そこで「行財政改革推進室」を設置した経緯、町長の行財

政改革に向けた考え方を伺います。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、藤本議員から質問がございます、若狭町の行財政改革への取り組みについてお答えをしていきたいと思っております。

若狭町は、平成17年3月31日に誕生しまして、ことしで合併13年目を迎えております。これまで、議会を初め町民の皆様と一緒に「輝きと優しさに出会えるまち」の実現を目指し、さまざまなハード、ソフト両面にわたる施策を展開をいたしてまいりました。

そのような中、人口の減少、そして少子高齢化は着実に進行してきております。合併の年、平成17年に行われました国勢調査の人口につきましては、1万6,780人だったのに対し、10年後の平成27年の国勢調査では1万5,264人と10年間で1,500人以上減少いたしております。

また、65歳以上の高齢者は年々増加をしております、平成32年には高齢化率が35%を超える推計が出ております。

次に、若狭町の財政状況につきましては、歳入の根幹となっております町税収入が、人口の減少などもあり回復が足踏みする中、町の財政を支える普通交付税につきましても、人口減少に伴い減額に加え、合併による優遇措置もなくなってまいります。

また、歳出面では福祉関係、とりわけ社会保障費が年々増加傾向にあり、若狭町の財政の状況は、今後ますます厳しい局面を迎えてくるのが推測をされます。そのため、健全財政の構築が急務となっております。

そこで、この状況を打破するために、今回3期目の町政を預かるに当たり、健全財政ということを政策の柱の一つに掲げさせていただきました。そして、この政策を前に押し進めていくために、総務課内に新たに「行財政改革推進室」を設けさせていただきました。

私は健全な財政の維持が、町の行政運営の基本と考えております。将来の若狭町のため、しっかりと行財政改革を前に進めていきたいと考えております。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

それでは、引き続き質問に入らせていただきます。

町では、有識者9名による行財政改革懇談会を設置し、行財政改革について検討され、先月には中間報告があったとお聞きしました。懇談会ではどのような内容が議論され、中間報告はどのような内容であったのかをお伺いします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは引き続きまして、お答えをさせていただきます。

御質問の行財政改革懇談会につきましては、現在、町内外の有識者9名により構成されております。会長には、福井県を初め県内の他の自治体でも行政改革の委員として携わっておられます、福井県立大学地域経済研究所所長の南保教授に会長をお願いいたしております。

そして、その他の委員につきましては、財務関係に明るい税理士、金融機関の代表、元監査委員、そして、地域の動向にも通じておられる地域づくり協議会や、女性の代表の方などをお願いをさせていただいております。

なお、懇談会の内容及び中間報告の内容につきましては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、お答えいたします。

若狭町行財政改革懇談会につきましては、7月に第1回目の会合を開催させていただき、これまでに3回開催させていただきました。

懇談会の中では、委員の皆様から、行財政全般にわたる活発な意見をいただきながら若狭町の財政状況について、また、今年度策定する若狭町行財政改革プランの内容を中心に審議をいただきました。そして、10月末には懇談会から中間報告をいただきました。

中間報告では、懇談会の委員の皆様の意見などを参考にまとめられた、行財政改革プランについての報告もあり、このプランの中で町の現在の財政状況、特に今後の見通しが非常に厳しいということを認識した上で、今後3年間で、年間3億円以上の財政効果を生み出す必要があるとしております。

そして、そのために歳入、歳出に関するさまざまな取り組みを実施していくこととし

ております。

まず、歳入に関しましては、企業の誘致やふるさと納税の推進、町有財産の売却など歳入の増加策を展開していくこと。また、歳出に関しましては、現在行っています事業について、再度、必要性の検証を行い、歳出事業全般の見直しを行っていくこととしております。

さらに、小中学校、保育所などの公共施設や町の行政機能につきまして、そして広域行政についてなど、中長期的な町の構造面の課題の検証についても進めていくこととしております。

その上で、この行財政改革プランにある内容については、来年度の当初予算に反映し、できるものから着実に取り組んでいくこと、また、中長期的な町の構造面の課題への取り組みについても、前に進めていくよう提言をいただいております。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

それでは、引き続き御質問をさせていただきます。

また、庁舎内組織の若狭町行財政推進本部も設置され、職員間での議論も行われていますが、その進捗状況と内容もお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、質問にお答えいたします。

庁舎内部の行財政改革の組織につきましては、私を本部長に各課長で構成をいたしております。行財政改革推進本部として、財政業務経験者や各行政分野の担当の職員などで、また、新たに本部以外に行財政改革検討部会を設置し、6月の設置以降、それぞれ6回の会議を重ねております。

特に行財政改革の検討部会では、より細やかにそれぞれ職員の思いを出しながら、検討をいただいております。これら庁舎内の行政改革の組織の状況につきましては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、お答えします。

まず、行財政改革推進本部につきましては、若狭町行財政改革プランを初め、庁舎外の組織であります行財政懇談会にかける内容について審議し、庁舎内において横断的に調整をする場、そして町の行財政改革を形あるものにしていく実行本部としての位置づけをしております。

また、行財政改革検討部会につきましては、事務局であります行財政改革推進室と一体となって、行財政改革に関するさまざまな素案の策定を検討していく場として位置づけております。

これら庁舎内組織におけるこれまでの進捗状況ですが、まず、今後の若狭町の財政状況の見直しについて認識した上で、健全な財政運営に向けて取り組むことについて、意思統一を図っております。そして、各部署において取り組む行財政改革の内容の洗い出しを行っております。

特に、各課における行財政改革への取り組み内容の洗い出しにつきましては、本部会、また、検討部会の場合だけではなく、各課別にヒアリングを複数回実施し、調整を進めながら検討しております。そして、現時点における60の項目の見直しについて、行財政改革プランに反映をしております。

また、全職員に向けましては、行財政改革に関する意識づけを図るために、財政に関する研修会を実施するとともに、行財政改革に関する改善提案を募集させていただき、職員の意識づけを図るとともに、提案された内容についても、現在取り組んでおります行財政改革に反映させていただいております。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

それでは、これまでの答弁をお伺いして、質問をさせていただきます。

今後の外部懇談会の活用についてです。

庁舎内に2つの組織が連携していくのは当然のことですが、外部懇談会に庁舎内で決まったことを今後も報告、検証、提言までしていくお考えはあるのかを伺います。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

お答えします。

行財政改革懇談会につきましては、来年度以降も開催させていただき、町の行財政改革の推進に関して必要な審議をしていただく予定となっております。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

どうか実のある会議にさせていただくことをお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

現時点では中間報告であるものの、当然、次年度以降の予算編成には、答申内容を踏まえた行財政改革が具体的に始まるものと認識をいたしますが、どういう点で行財政改革を進めるのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、質問にお答えをいたします。

平成30年度の予算編成につきましては、先月、職員に対する予算説明会を実施をさせていただきました。その冒頭の挨拶の中で、大変厳しい財政状況の中、現在、行財政改革を進めており、行財政改革懇談会からの中間報告の内容も踏まえた上で、職員の知恵と力を結集して改革に取り組むということで、職員の皆さんにはお願いをしたところであります。

私としましては、先ほど来、説明をさせていただいておりますとおり、行財政改革懇談会からの中間報告につきましては、町民の一つの声として真摯に受けとめさせていただく必要があると思っております。

そして、このことを十分に考慮した上で、来年度以降の予算に反映していきたいと考えておりますので、議員の皆さんにおかれましては、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、予算編成に関します具体的な内容につきましては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、お答えします。

来年度の当初予算に向けての具体的な予算編成の方針につきましては、まず第一に、現在策定しております行財政改革プランの内容を、確実に予算に反映していくことを考えております。

具体的には、まず、人件費につきましては、給食センターや図書館の窓口業務の民営化の実施を前提に、新規採用の職員を抑制することにより、正規の職員数の削減を反映していく予定であります。

また、建設事業、いわゆるハード事業につきましては、ここ数年来、継続して実施してまいりました、観光まちなみ魅力アップ事業、また、舞鶴若狭自動車道三方パーキングエリアのスマートインターチェンジ化、そういった大型プロジェクトがそれぞれ今年度をもって完了いたします。そういったことも受けまして、今後、できる限りハード事業を平準化することにより、地方債の発行を抑制し、将来の公債費を削減していきたいと考えております。

さらに、現在、町から指定管理料を支払って運営している、指定管理者制度に基づく公共施設について、順次見直していきたいと考えております。具体的には、みかた温泉きららの湯、パレアリラクゼーション施設などについて、今後、運営方法を見直していく予定であります。

また、町単独で実施している事業、例えば、イベント関係、障害者の医療費助成、出産祝い金、敬老事業、さらには各種団体に対する補助金の引き下げ、地域づくり協議会のあり方などの見直しなど、さらに歳入につきましては、企業誘致の推進や町有財産の売却、ふるさと納税の取り組みなど、歳入、歳出、両面において懇談会からの中間報告や行財政改革プランの内容を、来年度以降の予算編成に反映する見込みでございます。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

住民には、今までいただいた答弁の内容や、現在の町の財政状況がどういった状況なのか、情報がしっかり届いていないと思います。この先、事業の削減や住民負担の増加も踏まえ、どういう形で住民に伝え、理解を得ていくのかをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、質問にお答えをいたします。

若狭町の財政の状況につきましては、議会での報告を初め、毎年、決算の報告などを町の広報誌やホームページに掲載させていただいております。

行財政懇談会からの中間報告であります。私は町の行財政の状況を町民の皆さんが理解して初めて、町と住民が一体となったまちづくりが展開していけると考えておりま

す。そういった意味からも、今後とも町の財政の状況、そして行財政改革の内容につきましては、議会、行財政懇談会を初め、広報誌などを通じてお伝えしていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

今ほど、町長の答弁にもあったように、町と住民が一体となったまちづくりを実践するために、行政の役割は大切なことだと思います。まずは、住民に現在の財政状況をきちんと説明すること、そして住民の方々に行政の取り組みについて興味や関心を持ってもらうこと、意見の言える環境や場所をつくることであると私は考えております。

従来のままの広報活動や懇談会では、住民一体となった改革は進まないと思います。住民一体となった改革の第一歩は、行政が財政改革に向けた大きな目標設定を設け、町民の代表である議会と一体となり、住民への真摯で丁寧な説明だと考えます。いま一度、この場所にいる一人一人が、これからの若狭町がどうあるべきか、どうするべきかを考えていかなければいけないと感じております。

イベントや出産祝い金といった、町民が笑顔の出る事業の安易な見直しではなく、庁舎外組織の行財政改革懇談会の中間報告にもあったように、年間3億円以上の財政効果が出せる予算編成を、まずは、町長、町職員の皆さん、覚悟を持って取り組んでいただくことをお願いをいたします。町民の一人として期待をしております。

それでは、次に若狭町立小中学校の統廃合について質問をいたします。

町長はかねてより一貫して、統廃合に対しては否定的な見解を示してこられました。その考えは今も変わりがないように感じております。しかしながら、私自身、教育環境や行財政改革の面から見ても、今後避けては通れないと感じておりますが、統廃合に向けた現在の町長の思いをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、次の御質問にお答えをさせていただきます。

町立小中学校の統廃合について、お答えをいたします。

私は、次世代の定住促進と交流人口の拡大の2つの柱を掲げ、人口減少対策に取り組んでおります。この定住促進を進めていくためには、住んでいる地域に学校施設があることは大きな魅力であり、地域活性化のかなめであるとも思います。ふるさとは小学

校は不可欠であると現在も強く思っておりますが、しかしながら、議員御指摘がございました、近年の少子化の影響によりまして児童生徒の減少が目立つようになり、結果として明倫小学校や熊川小学校で複式学級が継続されるなど、一定の集団規模が確保できなくなっている学校があります。

このようなことから、今後は教育環境の向上を念頭に置き、地域や保護者の皆さんの意見などを総合的に考え、学校統合方針を検討してまいりますので、議員各位の御協力を、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

町長はいつも、学校は地域のシンボルという話をされておられます。

では、視点を変えて教育環境の面から、答弁をいただいたように、少人数学級や複式学級が存在するなど教育面での不安があるように感じております。

そこで、教育長として今後の統廃合に向けた思いを、同じようにお伺いをいたします。

○議長（原田進男君）

玉井教育長。

○教育長（玉井喜廣君）

おはようございます。

私から、学校統廃合につきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり少子化は進行し、きょうまで過去四半世紀、若狭町、児童生徒の数は減少傾向が続き、25年前の平成4年に小学生は1,100人、中学生は700人近くあったものが、本年は小学生は830人、中学生は約430人という、ここ25年間で3割減少をしているのが現状であります。

今後の状況につきましては、25年間で現在より約4割以上減少すると推計もあり、一定の集団規模が確保できなくなる学校が増加することが考えられます。

先ほど、町長から答弁もありましたように、一部の学校では複式学級が常態化するなど、一定の集団規模が確保できなくなっている学校があるのが現実であります。

これは、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質の能力を伸ばしていくという学校の特質が、十分生かされない事態となっているともいえます。

また、学校は単に教科の知識、技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で

思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけてもらう重要な施設であると認識しております。このような中、学校の小規模化に伴う問題に向き合い、保護者の皆様や地域住民の方々とともに課題を話し合い、情報共有を図った上で子供たちを健やかに育てていくため、最善の選択を見通していく必要があると考えております。

現在、教育委員会の事務局のレベルではございますが、適正な学校配置についての検討の準備をさせていただいております。

また、来年度からは保護者や地域、学校の代表の方、また、学識経験者の皆さんによる検討委員会を設置し、学校の適正な配置について検討を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様の御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

今ほど、町長、教育長の答弁をお聞きして、お二人ともこれから住民の意見を聞き、統廃合を検討していくということでした。

私は、厳しい財政の中、学校の統廃合は早急に進めるべきだと考えます。統廃合の問題は大変難しい問題です。町民主導ではなく、行政がみずから問題を定義し、少人数の学校だけを議論するのではなく、数十年先を見込んだ大きな改革案を町民の皆さんに提示し、理解していただくことが重要であると私は考えております。

それでは次に、町民の皆さんに現状を知っていただくための質問に入ります。

現在町内には、小学校10校、中学校2校がありますが、学校を運営する実質の経費について、教職員の人件費は直接町からの負担はございませんが、管理費や臨時職員等、町が学校運営するに当たり、支出している費用はどの程度なのかをお伺ひいたします。

○議長（原田進男君）

玉井教育長。

○教育長（玉井喜廣君）

それでは、学校の運営費につきましてお答えをします。

耐震や空調整備あるいはICTなどのハードの特別な事業を除く、平成28年度の学校管理運営費の経費につきましては、若狭町内、小学校10校で年間約1億1,330万円、中学校2校で約6,520万円です。給食費など、小中学校共通的な経費で約1億4,280万円、これらを合わせた小中学校の合計額は3億2,130万円余りとな

っております。

なお、これら学校の運営費につきましては、児童生徒数、学級数や学校数に応じて国からの地方交付税の措置があり、その額は基準財政需要額として2億8,000万円程度となっております。

以上でございます。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

多くの経費がかかっていることもわかりました。

ここで、隣町であります美浜町の事例を挙げて、少しお話をさせていただきます。

美浜町は、平成27年度に7校から3校への小学校の統廃合をいたしました。そのことで年間の人件費が半分になり、管理費面ではスクールバスの運行に4,000万支出しても年間5,000万弱の財政削減ができました。

28年度決算ベースで若狭町と比較をしても、若狭町の約半分の経費で運営をされています。そして何よりも、教育面で若狭町にない、美浜町独自で外国人講師派遣業務を行っています。その内容は、3校に1人ずつ、週5回、5・6年生は35時間、低中学年は10時間程度授業に入っているそうです。また、英語での校内放送や掲示板作成も行っているとのことでした。

子供は若狭町にとって宝物です。小学校の教育環境の違いは、将来大きな格差を生むということも十分に御理解をしていただきたいと思います。

また、先ほど答弁をいただいた行財政改革懇談会の中間報告にもあったように、小中学校、保育園の構造面からの課題の検討を進めるという提言や、財政、教育の両面から考えても、どうか早急な統廃合プランの作成を再度お願いし、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、財政健全化に向けて、広域行政組合の役割と今後の取り組みについて伺いをいたします。

若狭町では現在、敦賀美方、若狭消防組合へ、合わせて年間4億円弱の支出をしておりますが、二重行政の財政負担の観点から消防の嶺南一本化を提言していく考えがあるのかをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、財政健全化に向けまして、一部事務組合の役割、これにつきましての御質問にお答えをしていきたいと思っております。

まずは、若狭町における消防組合の負担についてであります。消防の管轄が三方地域、上中地域に分かれており、若狭、敦賀美両消防組合、それぞれの組合に対しまして負担金を出しております。そしてその合計額が、御質問にもありますとおり、平成28年度の決算額で3億7,000万円程度となっております。この負担金の各市町間の持ち分の考え方につきましては、両組合とも、自治体の人口、面積など、規模に基づいて算出される基準財政需要額を基本に決められております。そういったことから、仮に消防組合が1つであったとしても、通信指令などの本部機能が現状の2本立て、また、消防署の数を初め、消防設備や車両、人員等、効率化が進まず、それにかかる経費の総額が現状と全く変わらないということであれば、若狭町の負担額は大きく変わることはありません。

しかしながら、消防の広域化が前に進めば、消防の本部機能を中心とした効率化が図れるとともに、消防体制自体の充実強化も図れるものと考えております。消防の広域化につきましては、今までからも国や県の指導もあり、嶺南地域を1つのブロックとする広域化について検討されてまいりました。

しかし、嶺南地域は東西に長いという地理的な要因もあり、統合のメリットは少ないと結論づけられ、広域化には至りませんでした。

しかしながら、これからも継続して負担金の軽減のための協議を行っております。その中で、数年後に控えております、通信指令設備の大規模な全面更新につきましては、通信指令設備の共同運用をすることにより、財政負担の軽減が見込まれます。若狭町としましては、この通信指令設備の共同運用の実現を一つのきっかけにして、今後とも継続して消防の一本化の検討を行ってまいりますので、議員各位におかれましても御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

今ほど、町長から継続して一本化の検討を行うと答弁をいただきました。

私は、この嶺南消防一本化が実現することで、嶺南の広域行政組合が大きく進歩すると思っております。それは、財政面だけの話ではなく、これからの嶺南地域の発展に向けて、大きな前進へとつながっていくものと私は確信をしております。

そのために、嶺南地域の中心に位置する若狭町長のリーダーシップに期待するとともに

に、若狭町には2名の県議会議員の先生もおられますので、県への働きかけへの強化、各組會議員との意識共有も重要であると認識をいたします。

それでは、次に病院組合について御質問をさせていただきます。

公立小浜病院、レイクヒルズ病院、上中診療所に、年間どれくらい負担金をしていますか。また、3つの病院の年間赤字額とその赤字補てん額をお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、一部事務組合でございます、病院あるいは診療所につきましてお答えをしたいと思います。

まず、御承知のとおり、公立小浜病院でございますが、高度急性期医療から慢性期医療まで幅広い医療を提供するために、本町のほか、小浜市、おおい町、美浜町の4市町で構成する一部事務組合が経営する、若狭地域唯一の総合病院となっております。

また、レイクヒルズ美方病院は、市立敦賀病院や敦賀医療センターなどの急性期病院との連携を図りながら、旧三方郡で唯一の入院機能を持つ病院として運営をいただいております。

上中診療所につきましては、平成28年4月から病院を診療所に転換しましたが、上中地域で唯一の一般病床を持つ診療所として、医療・介護の両面から、町民ニーズに合った機能として運営をさせていただいております。

いずれも、本町の住民にとりましては、欠かすことのできない医療機関であり、一般会計から負担を行いながら運営を行っておりますが、近年の医療を取り巻く環境は厳しく、小浜病院、レイクヒルズ美方病院、上中診療所ともに厳しい経営状況が続いております。

しかしながら、それぞれの病院、診療所、これにはそれぞれ特色を生かした経営を目指して改革を進めていただいております。なお、改革につきましてはまだ道半ばであると思いますので、議員の皆さん方の御理解をお願いを申し上げたいと思っております。

なお、議員御質問の公立小浜病院、レイクヒルズ美方病院、上中診療所への一般会計からの年間負担額と年間赤字額、また、赤字補てん額につきましては、地域医療・介護センター長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

中村地域医療・介護センター長。

○地域医療・介護センター長（中村俊幸君）

それでは、私から平成28年度決算に基づきます負担金等の額についてお答えさせていただきます。

まず、小浜病院の負担金につきましては、病床1床当たりの普通交付税相当分や企業債元利償還金の普通交付税相当分などをもとに定めた額を、一部事務組合を構成する4市町が合意し負担しております。

平成28年度の公立小浜病院への負担金の額は、4市町で合計8億5,198万円で、このうち若狭町が負担した額は1億4,030万円でございます。

次に、レイクヒルズ美方病院につきましては、その経営に対して当町と美浜町が交付税算入額をもとに定めた額を負担しております。28年度のレイクヒルズ美方病院の負担金の額は2町で2億6,595万円で、このうち若狭町分として1億4,443万円を一般会計から負担しております。

上中診療所につきましては、前年度の交付税算入見込額に基づき1億2,000万円を一般会計から繰り入れております。

また、それぞれの平成28年度の年間赤字額につきましては、決算書の損益計算書の純損失額は、公立小浜病院が8,824万円、レイクヒルズ美方病院が2,610万円、上中診療所が8,841万円となっております。

次に、赤字補てん額につきましては、小浜病院、上中診療所は赤字補てんはしておりませんが、レイクヒルズ美方病院につきましては設立時の経緯もあり、平成28年度に2町で8,578万円、若狭町としては4,646万円を補てんしております。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

それでは、そのことを踏まえて抜本的な改革や対策もお伺いをいたします。

○議長（原田進男君）

中村地域医療・介護センター長。

○地域医療・介護センター長（中村俊幸君）

それでは、私から公立小浜病院、レイクヒルズ美方病院、上中診療所の改革や対策についてお答えさせていただきます。

まず、小浜病院につきましては、地方公営企業法の全部適用に向けまして検討されてきましたが、今後も経営形態を含む諸問題を改善するため委員会を設置し、協議すると聞いております。

また、レイクヒルズ美方病院につきましては、平成27年12月より、若狭・美浜両町の副町長及び関係課長と病院職員により経営改善・改革検討委員会を組織し、随時経営改善に取り組んでいますが、なお厳しい経営状況が続いております。

平成30年におきましては、国において診療報酬と介護報酬の同時改定が行われる年となりますので、これを受けて一般病床や療養病床のあり方などを中心に、再度委員会で検討すると聞いております。

上中診療所につきましては、71床の病院から19床の有床診療所に転換したことにより、交付税算入額が減少することから、なお一層の経営改善が必要と考えております。そこで、今年7月には、医師も含め、診療所職員代表者による経営会議を設置し、診療部門・事務部門・介護部門・看護部門の4部門に分け、それぞれの部門会議で経営改善に向けた検討を行っております。特に、今年9月には、診療所全職員を対象に経営状況や改革案の説明会を実施するなど、職員の意識改革に努めております。

また、経営会議で検討した内容については、できることから実施することとして、今年10月からは診療時間の延長、病床利用率の向上、患者の皆さんへのアンケート調査の実施など経営改善に努めております。さらに、歯科につきましては、ことし7月から常勤医師が不在となっており、患者数が減少していましたが、平成30年1月から新たに常勤医師が着任していただけることになり、患者数の増加に努めてまいります。

また、現在は、平成30年4月から実施する改善事項について経営会議を行っております。特に、平成30年度は診療・介護報酬が改正されます。それを受けて、上中・三方診療所の長期ビジョンを策定し、保健・医療・介護を包括した、地域に根差した診療所として、健全な経営のもとで運営していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

3病院の負担金が総額約4億円で、全ての病院が赤字経営、総赤字額が2億円弱と答弁をいただきました。

平成30年度には、医療・介護報酬が改正されます。今後は、なお一層、財政負担になると予測ができます。そのことを踏まえ、民間でできること、行政がすべきことをきちんと明確にし、再検討していかなければならないと思います。特に、小浜病院、レイクヒルズ病院に関しては、具体的な改革案が説明されませんでした。どうか、住民にとってさらに負担が大きくなるよう、町長のリーダーシップを発揮して、各首長の

方々と協議をし、今後、病院のあり方や改善に努力していただくことをお願いを申し上げます。

それでは、最後に総括として、合併後12年が経過しました。継続的な懸案となっている課題が多くあり、そのことで多くの無駄と経費負担をしている現状があることが認識できました。その現状を改革し、町長のスローガンでもある「笑顔あふれる若狭町」を実現するために、町長の英断とリーダーシップなくしては達成できないと思います。最後に総括として、今後に持続ある町としていくために、将来にどう引き継いでいくのか、考えを持っているのかをお伺いをいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、総括の質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。

私はこれまで、議会の皆さん、また、町民の皆さんと一緒に、若狭町にとって必要な施策をスピード感を持って前に進めてまいりました。

そのような中、現在、町を取り巻く行財政に関します課題につきましては、今回の議員からの御質問を初め、行財政改革懇談会からの中間報告や行財政改革プランの中でも明らかになっているところであります。

私は、町の行財政改革は、若狭町1万5,000人総がかりで行っていく大仕事であると考えております。そして、これは真の意味での「みんなで創る、みんなのまち」を目指していくことと考えてもおります。

そのためには、今までの既成概念、やり方を進化させていくことも出てまいります。私は、今後とも若狭町が抱えている課題に対しまして真摯に向き合い、町のリーダーとして議会の皆さん、町民の皆さんと一緒に「笑顔あふれるすばらしい若狭町」の実現に向けた形で、一步一步ずつではありますが前に進めたいと考えております。何とぞ、議員各位におかれましては、今後とも行財政改革を推進をしてまいります。どうぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして答弁といたします。

○議長（原田進男君）

藤本武士君。

○1番（藤本武士君）

今ほど、大変力強いお言葉をいただきました。

私の考えるリーダーとは、大きな夢と高い理想を持ち、その理想の実現に向けた目標設定を持っていること。そして、何よりも覚悟と率先した決断力と包容力だと思ってお

ります。どうか、森下町長が言う「笑顔あふれるすばらしい若狭町」を実現するために、リーダーとして思い切った決断と力を発揮していただくことを強くお願いをいたします。若狭町にとって、今はピンチだと思いますが、逆にピンチをチャンスだと捉え、私たち議会も将来持続性ある若狭町にするために、町長を初め、町職員の皆さんと一緒に諸問題を解決する努力と協力をしていくということを最後に申し上げ、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

5番、辻岡正和君。

辻岡正和君の質問時間は、11時11分までとします。

○5番（辻岡正和君）

皆さんおはようございます。

まず今回は、大規模災害における防災についてお伺いします。

1つ目として、地区防災計画について伺いたいと思います。

近年、地球の温暖化の影響もあり、頻繁に大型台風が発生し、各地で大きな災害をもたらしており、これは将来も続くものと考えられます。

若狭町では地域防災計画により、実情に合わせた防災活動を進めていますが、今後、台風などの被害がますますふえてくると予想される中、大規模災害時において公助には限界があり、そこで地域住民による自発的な防災活動である自助、共助により取り組みが必要と考えるところから、内閣府では平成26年に地区防災計画制度を創設し、地域の特性をよく知る地域住民が防災計画を作成したものを、町の地域の防災計画に組み入れる制度である地区防災計画の制度を推し進めていますが、若狭町の取り組みがどのようなか伺います。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、辻岡議員の質問にお答えをいたします。

阪神淡路大震災や東日本大震災など、大規模災害時には公助での災害対応に限界が見られました。このような教訓を踏まえ、大規模災害時には地域の共助による防災活動の重要性が指摘されるようになりました。このような地域における共助の必要性を受け、地区防災計画制度が平成26年4月から開始されました。この制度は、地域住民の共助による防災活動を促進し、地域防災力を向上させる観点から創設をされたものと思います。

若狭町では、地域の防災力の向上を図るため、防災訓練においては、地域づくり協議会や区長会に計画段階から参加を呼びかけ、防災意識の向上に努めております。また、自主防災組織の活動力強化のために、町の補助事業での支援も行っております。なお、詳細につきましては、環境安全課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、私のほうから詳細についてお答えをさせていただきます。

災害対策基本法第42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる」と規定されております。地区防災計画が、自助・共助を中心とした地区の自発的な防災計画であることを踏まえ、地区において作成・提案された防災活動と町の防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図りたいと思います。今後とも、地区防災計画の策定のヒントになるような訓練や研修、防災活動に対する支援事業を実施したいと思います。

また、地域の防災活動の支援の一環として町が行う自主防災組織活動支援事業補助制度があります。これは、地域住民の自主的な防災活動の促進を図るため、必要な消防や防災備品等の購入に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助するものです。

○議長（原田進男君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

訓練においては、地域づくり協議会や区長会に参加を呼びかけて、防災意識向上に努めているということですが、今度内閣府が定めた地区防災計画制度の要点は、地域災害の特性をよく知る各所の住民からの声を、町の防災計画に組み入れることを目的としていますが、若狭町はまだ試行の段階だということでしょうか。そして、それから、各地域ごとのタイムラインによる防災行動計画があるのかを伺います。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、議員からの質問にお答えいたします。

地区防災計画につきましては、地区の防災活動の促進を図っている段階でございます。今後、地区防災計画の策定を促していきたいと思っております。

次に、タイムラインについてでございますが、地区や地域ごとのタイムラインは現在

作成しておりません。しかし、北川の河川管理者である国土交通省福井河川国道事務所とは行動計画を策定していますし、県管理河川においては、今後、県と行動計画を作成する予定でございます。

○議長（原田進男君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

自主防災組織及び防災資機材の補助の内容と、実績がどうなのかを伺います。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、自主防災組織についてお答えいたします。

現在、自主防災組織は75組織が設立されており、全体の約7割となっております。

防災資機材の補助の内容は、消防や防災の資機材の購入費の3分の1を上限3万円、100世帯以上の組織は上限5万円で補助するものでございます。

補助金の実績ですが、平成26年度は31件に対し51万4,000円、平成27年度は28件に対し48万4,000円、平成28年度は32件に対し59万円となっております。

また、主な購入資機材につきましては、消火ホースやホース等の格納箱、ライト、拡声器、ヘルメット、発電機等でございます。

○議長（原田進男君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

いろいろこの災害の補助についてはあると思うんですが、これは本当に手厚い補助が、災害、命にかかわることですので、十分していただきたいと思います。

それでは、その関連の2つ目の質問に移ります。

避難勧告、避難指示について伺いたいと思います。

災害の発生のおそれがあるそれぞれの段階において、災害対策基本法60条で、町長は避難勧告、避難指示を出すわけですが、それぞれの措置と実施基準がどうなっているのか、そして、警察、消防署等の連絡体制と役割、指示系統がどうなっているのか、そしてまた、住民への連絡と避難の補助はどうするのか、具体的にお伺いします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、引き続きましてお答えをしていきたいと思えます。

災害対策基本法第56条及び60条により、必要と認める居住者に対しまして、次の3つの避難情報を発令をいたします。

まず、避難準備・高齢者等避難開始とは、ちょっと語句の説明をしたいと思えます。事態の推移によっては、避難勧告や避難指示の発令が行う予定にもなりますが、まずは避難の準備を呼びかけるものであります。また、避難に時間を要する人は、避難を開始してくださいと、町では避難準備・高齢者等避難開始を情報網を通じ、音声告知を使いまして発令をいたしております。

次に、避難勧告でございますが、災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発せられるもので、対象となる地域の居住者に立ち退きを勧め、促すものであります。

次に、避難指示でございますけれども、災害が発生する状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令をさせていただきます。なお、避難勧告よりも拘束力が大変大きいものが避難指示でございます。

それぞれ、風水害・土砂災害・地震・災害の種類によって対応は変わりますが、このように避難情報は予想される災害の規模により段階的に発令をしますので、適切な避難行動をお願いをいたします。

なお、細部によります質問がございました、災害対策の体制等、これらにつきましては環境安全課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、災害対策の体制についてお答えをさせていただきます。

町長は、災害の状況に応じ、災害警戒本部や災害対策本部を設置し、被害情報の収集や応急対策に取り組みます。警戒本部または災害対策本部が設置されますと、消防署も本部付となり災害対策に当たります。警察につきましては、本部会議に同席されまして、情報を共有しつつ独自に活動をされます。住民への周知は、音声告知端末やCATVの行政チャンネル、町のホームページを活用しており、早目の周知に努めております。

○議長（原田進男君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

若狭町は、消防、警察ともに2カ所に分かれておりますが、災害発生時の統制と避難勧告、避難指示、それぞれの段階での実施機関の責任体制と措置について、詳しい説明と、そのとき住民のとるべき行動についてお聞きします。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、御質問にお答えします。

消防につきましては、情報の共有をしつつ、上中分署、三方消防署、それぞれで責任を持って活動がされます。警察につきましては、本部会議に同席されまして情報共有しつつ、独自の責任で活動をされます。

避難行動についてですが、予想される災害の規模により段階的に避難情報を発令いたしますので、早目早目の行動をお願いします。

また、夜間等の場合、外出することにより、かえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ移動するなどして身の安全を守ってください。

避難は、住んでいる場所や建物の強度、避難する時間帯や避難時の気象条件などにより、とるべき行動が異なります。個々の事情にあった避難行動をお願いするとともに、日ごろから気象情報に細心の注意を払い、自宅周辺の危険箇所を確認し、いざというときに避難するための安全な場所や、避難ルートを把握しておくようお願いいたします。

○議長（原田進男君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

災害時の周知は、CATVや行政チャンネルで行うということですが、避難指示の発令が深夜の場合、ひとり暮らしの老人等への避難行動の周知を、どうするのかを伺いたいと思います。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、避難行動についてお答えをいたします。

近年の災害発生状況から、避難情報の発令は早くなってきております。夜間に避難勧告を発令することも予想される場合には、避難準備・高齢者等避難開始を早目に発令しますので、該当する地域にお住まいの方は、その時点では危険と感じなくても早目の避難をお願いいたします。

深夜に避難勧告、避難指示が発令された場合でも、外出することにより、かえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所へ移動するなどして身の安全を守ってください。

消防署、消防団等の組織もありますが、公助には限界があります。自助として、早目の避難で、自分の身の安全は自分で守るということ。共助として、自主防災組織で助け合うということが重要になってまいります。

今後とも、避難訓練や広報を通じて早目の避難行動を周知するとともに、自主防災組織を中心とした防災活動を支援し、地域防災力を高めるよう啓発をしてまいりたいと思います。

○議長（原田進男君）

辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

地区防災計画については、今後取り組んでいくということですが、内閣府ではガイドラインを作成しております。これをもとに積極的に進めていただきたいと思っております。

そして、地域の特性に応じた項目を、誰が何をどのようにすべきかを詳細に防災計画に盛り込んで、災害の発生時には地区防災計画制度を活用し、地域コミュニティごとに効果的な防災、そして救助活動を行うため、行政と連携、そして地区住民の共助による活動を充実していただきたいと思っております。

それから、住民の避難行動について大切なことは、やはり災害を想定した日ごろの訓練が大事と考えますので、机上訓練とともに、実際の行動訓練に積極的に町は取り組んでいただき、安心して住める若狭町づくりに努めていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（原田進男君）

ここで暫時休憩します。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

13番、小林和弘君。

小林和弘君の質問時間は、11時44分までとします。

○13番（小林和弘君）

久しぶりにこの場に立たせていただきました。よろしくお願いします。

本日は、若狭町の財政に関する問題を3項目に絞って話をいたします。

住民の皆さんにも理解していただくために、1つ目が財政指数の現状の説明、2つ目が基金、すなわち預金及び地方債残高、すなわち借金の現状についての説明、3つ目がそれらを念頭に、町長の今後の健全財政化に対する考え方を伺うものであります。

10月のある日、住民の方より「若狭町は大丈夫か」と、突然質問されました。多分、10月4日の福井新聞に県内17市町の財政指標が掲載されたことが原因であろうと考えました。そこで、住民の皆様にご説明したいと思い、財政指数についての勉強、そして質問をしたいと考えましたが、数字の意味が理解しづらく、簡単な説明及び質問になりますが、住民の方にわかるような回答をお願いいたします。

10月4日の福井新聞に掲載されたのは、昨年度の県内17市町の実質公債費比率と将来負担比率であり、いずれも若狭町が一番悪く、しかも2位を大きく引き離していたわけであります。

そこで、担当課長に質問いたしますが、財政指数の現状について、特に重要と思われる4項目について私なりの説明を加えますので、間違っていればその訂正と、補足説明があればお願いをしたいと思います。

まず、実質公債費比率についてであります。住民の皆様には聞きなれない用語だと思っておりますが、実質的な公債費、すなわち借金の返済額ですが、これが財政に及ぼす負担の割合、それを示す指数で、すなわち収入に対する借金返済の比率が若狭町が15.1%、次に悪いのが南越前町の12%となっております。ちなみに、あの有名な夕張市は70%ぐらいであり、予算の実に70%が借金の返済、こんなことになっております。国が決めております黄色信号が18%でありますので、現時点では、かろうじて合格ということになります。

次に、将来負担比率であります。これは将来にわたって支払う必要があるものの総額を、1年間の収入総額で割ったもの。例えば、一般の家庭に例えると、ローン残高が年収の何倍になるか、それを計算したもので、これが若狭町が140.2%と、これも最低になっております。下から2位が小浜市の118.7%、これも黄色信号というのが350%のため、現時点では合格ということになります。

このような説明で、課長OKでしょうか。また、補足説明があればしてください。ありますか。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それではお答えします。

小林議員からは、財政健全化法に伴います2つの指標につきまして、わかりやすく説明をいただきました。基本的には議員の説明でいいと思います。

あえて補足させていただきますと、議員の御質問の中にあります、借金の返済額・ローン残高には、町の一般会計の分だけではなく、上下水道の事業や上中診療所事業、そして小浜病院、環境衛生組合、消防組合などの一部事務組合の借金分についても加味されております。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

まず、これらの点については福井新聞に書かれたことでありまして、福井県下では最低とはわかりました。全国的にはどうなりますか。福井県の程度がわかりませんので、全国自治体1,741団体の何位なのか大変興味があります。総務省でデータが発表されているはずですから、当然、担当課では分析されているでしょう。いかがですか。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、お答えいたします。

それぞれの指標について、全国自治体での順位ということですが、まず実質公債費比率につきましては、全国の1,741自治体の中で1,684位、また、将来負担比率につきましては、同じく1,690位となっております。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

どちらも下から50番目ぐらいということでしょうか、ちょっとショックです。

あと、2指数残っております。一つが経常収支比率、もう一つが財政力指数であります。

経常収支比率とは、普通交付税や地方税のように毎年経常的に収入される財源のうち、経常経費すなわち人件費等とか、あるいは福祉等の扶助費、あるいは借金返済のための公債費など、毎年経常的に支出される経費の割合であります。端的に言えば、人件費と最低必要経費と借金返済の割合、この比率が高いほど、当然、投資的経費及び臨時的経費に使用できる財源が少なく、財政が硬直化していることを示すものであります。

若狭町は93.2%で、県下市町の単純平均が90.4%でありますので、最低ではありませんけれども、町の中では永平寺の次に悪くなっております。特に昨年度、すなわち28年度は、前年対比、実に4.9%も悪くなっております。100%近くになれば、借金すなわち町債を発行したり、職員を削減したり、福祉サービスを低下させる必要が生じ、住民は安心した生活ができません。

この経常収支比率について、課長はどのように考えているか説明をしてください。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それではお答えします。

議員の御質問の経常収支比率が上昇傾向にあることにつきましては、この原因として社会保障費の増加、借金の返済額にあります公債費の高どまりなどの傾向が続く経常経費に対しまして、町の税収の減少、また、地方交付税の減額などが大きく響いているのが原因と考えられております。

当然、議員からの御質問にもありますとおり、この経常収支比率が高くなることは、政策的な事業への予算配分が困難になることを表しております。いわゆる、財政が硬直化していくということになります。

これに対処していくためには、現在策定しております行財政改革プランの中で触れております歳入の拡大、または事業の見直しなど、さまざまな歳出事業の削減に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

今、回答をいただきました。

その中で最後ですけども、「さまざまな歳出事業の削減に取り組んでいく必要があると考えております」と、こういうふうな発言をされました。そうではなく、「削減に取り組んでまいります」、こういうことではないでしょうか。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

削減に取り組んでまいります。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ありがとうございます。

最後に、財政力指数でありますけれども、財政力の強弱を示す指数で、高いほど財政に余裕があるとされております。ただ、幾ら以下なら黄色信号というふうな物差しはありません。若狭町は0.35で、池田町、南越前町、越前町に次いで下から4番目です。ちなみに、町の平均が0.64ですから、若狭町はその半分ぐらいですね。森下町長が就任されたときは0.40でありましたので、森下町政になって0.05、実は悪化しております。財政力指数についてはこれで説明は終わりますが、厳しい状況の認識をさらに深めていただいて、3年後はこのように回復したよというふうには、この場で述べられることを期待しております。

次に、一般会計における預金、借金について申し上げます。

財政指数について理解しづらい点もありますので、わかりやすい数値として基金残高、すなわち預金、それから地方債残高、すなわち借金の推移を検討することも、財政の判断材料としては重要なことだと思います。

森下町長1期目の平成22年度末には、13億6,000万円ありました預金が、基金ですね、平成28年度末には7億3,000万円と大きく減少をいたしました。一方、借金は130億円あったものが、120億円と10億円、実は減少しております。ところが、預金7億円は、これも実は県下最低でありまして、美浜町、勝山市を除いて他の市町は20億円以上ございます。隣のおおい町に至っては、80億も超える基金がございます。

一方、借金については若狭町は120億円ですが、県下の町で100億を超えている町は若狭町だけあります。この2点を見てもため息が出てしまいます。

本件について、コメント、今後の考え方、課長にお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それではお答えします。

まず借金、いわゆる地方債残高につきましては、今後も少しずつでも減らしていく必要があると考えております。これにつきましては、年間の借入額が返済額を超えないように、ハード事業など投資的事業を計画的に平準化していけば、減少していくものと考えております。

次に、預金についてですが、小林議員がおっしゃられている預金残高につきましては、町の一般的な貯金であります財政調整基金と借金の返済額、いわゆる公債費の平準化を図るための貯金であります減債基金の合計かと思いますが、いずれの基金も町の財政運営上、ある程度の残高は必要と考えております。これらの基金残高につきましては、資金運用上、また、今回もありましたが、災害復旧対応などの急な支出の対応のため、町の会計規模の5%以上は最低必要であると考えております。町の一般会計の規模は大体100億円程度でございますので、5億円の残高が最低ラインと考えております。

先ほど来、説明しております行財政改革プランでは、普通交付税が合併前の2つの町で算定される合併算定替から、若狭町一つの町として算定される一本算定に減額されていく今後の厳しい財政状況も考慮し、平成32年度までの3年間の集中改革期間の目標としては、5億円を下回らないようにし、その後、平成34年までに歳入歳出の収支を整え、その後は合併時の10億円に戻していくことを中期的な目標としており、基本的にはこれに沿っていきたいと考えております。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

今のお答えで、4年後には10億円の基金を積むことが目標であるというふうにおっしゃっております。とりあえず、一刻も早く、そういうふうな基金の積み立てもひとつお願いをしておきます。

最後になりましたけども、町長に対する財政健全化計画についての考え方をお聞きいたします。

途中ちょっと失礼な言い方をするかもしれませんが、御了承ください。

町長は、2期にわたり立派に行政を遂行され、さらに3期目に突入されたわけですが、いずれ次の方に禅譲されることとなります。そのとき必ず、この財政問題というのが最重要課題になるはずですが、特に、経常収支比率及び財政力指数が、町長就任時より悪化しており、厳しい財政状況とよく口にされますけれども、町長就任後悪化している

わけですから、町長の責任は大きいと、このように思われます。町長退任時には少なくとも就任時の数値には回復させないと、後世に語り継がれることも覚悟しなければなりません。このことについて、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、私から小林議員の質問にお答えをさせていただきます。

私は、町長就任以降、これまで「輝きと優しさに出会えるまち」の実現のため、議員各位を初め、町民の皆様と一緒に、さまざまなハード、ソフト、両面にわたる施策を展開をしてまいりました。その際、合併の優遇措置や国の緊急経済対策、そして国や県などの補助金獲得など、県や中央省庁に対して積極的に働きかけてまいりました。そして、これらの制度のメリットを最大限に活用しながら、どうしてもやっていかなければならないと判断した事業を、スピード感を持って重点的に実施をしてまいりました。

当然、議員御指摘の財政問題につきましては、行政の重要課題として、現在も取り組みをさせていただいております。今後とも、財政数値などにも注視しながら若狭町民のために邁進をしていく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

いろいろ努力されているのはわかるわけですが、私のこの質問の趣旨は、経常収支比率と財政力指数を、町長就任時のときにまで下げて回復させないといけない、こう思うのです。それについて、具体的にどう考えるかをお聞かせください。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

経常収支比率、財政力指数、経常収支比率につきまして、先ほどから総務課長が答弁を申し上げました。

経常収支比率、これは経常的な経費をいかに削減するか。人件費、扶助費、公債費、いろんなものがあります。これをいかに削減するか。これは、当然、起債を借りる額を減らし、そして、有効に交付税を算入できる起債を借り受ける、このようなことが一つの流れとなります。

財政力指数は、これは地方交付税の額が大きく左右します。御存じのように、地方交

付税、これは人口の減少等が大変大きく減額になります。また、合併算定替というのが、一つの大きな要因になりました。

なお、財政力指数のこの改善だけは、やはり大変難しい面があるということだけは、議員も御承知をお願いしたい。なお、これらの数値につきましては、私も注視をしておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

確かに、おっしゃるように、急速にこの数値というのは上げられません。大変な努力が必要です。

ただ、再度質問しますけれども、やはり自分がやめるときには、せめて就任時の数字まで何とか頑張って持っていきたいという、そういう覚悟があるのかどうか、考え方があるのかどうかをお聞きしているわけであります。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま、小林議員からは鋭い質問をいただきました。

私としても、当然、財政健全化には力を注いでまいります。一つでもいい数字を残す、これが私に残された使命でもあると思っておりますので、そのあたりにつきましては、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ありがとうございました。

経常収支比率が93.2%と、言うなれば合併以来、最悪の指数となって財政の硬直化が進み、これでは現状維持が精一杯で、全く新しい事業は考えられません。さらに今後を見通せば、人口減による税収減、普通交付税の減額と苦難の道が続くことが予想され、今後は必ず前年比減額、こんな予算をつくる必要があると思います。

先ほど、同僚議員のいろんな質問から回答がございましたけれども、減額の、とにかく予算であるというのを頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。折しも今、来年度予算の編成中だと思います。そんな方針を示されるのか、一言お聞きいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それではお答えをしたいと思います。

来年度の予算編成についてでございますが、前年度の中でどうするのかというような質問であると思います。当然、行政改革プランにも示されております。当然、私としましては、今現在、当初で上げております九十数億円の予算は、なるべく減額をして、一般会計でございますが、総額の中で切り詰めながら予算編成に臨みたいと思っております。しかしながら、やらなければならない事業につきましては、やはり皆さんの理解をもってやらせていただきます。

総額については、以上のような考えを持っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

了解いたしました。

合併後13年を経過しようとしています。ちょっと町長に厳しい、また質問になろうかと思えます。

合併の目的は、行政の効率化を図り、財政を健全化することが国の最大の意図であって、その点から申し上げますと、先ほど説明したように若狭町は失格であります。その意味で、今まで長として指揮されてきた町長は失格で、その責任は大きいと思えますが、その責任についてどのように自覚されているか、お聞きいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

今、大変厳しい意見がございました。2期8年、一生懸命努めてまいりました。でも数字からいうと、あなたは失格ですよという言い方をされましたけれども、私は私なりに、本当に努力をしてまいってきた、それだけは御理解をお願いしたいと思います。

今回、合併しました流れを御説明したいと思うんですが、合併についての大きな目標、これは自治体の規模の拡大に伴いますスケールメリットを活用しながら、行政の効率化を図っていくということがございます。

また、郡域をまたいだ合併を行った若狭町につきましては、合併当初から両地域の住

民の融和、あるいは事業のバランスを十分配慮しながら、さまざまな施策を進めてまいってきております。

私はこれまで、議会の皆さんを初め、町民の皆さんと一緒に、若狭町のため一生懸命汗をかき、ときには町にとって財政上有利な補助事業などを求め、国や県などに積極的に向かいなど町政運営に邁進をしてまいりました。そして、4月の選挙では、多くの町民の皆さんの信任を受けることができ、3期目の町政を預かることになりました。

合併して10年以上経過し、13年目を迎えた今後は、合併の目的の一つでもありません、私の3期目の施政方針にも上げさせていただいております、行政の効率化による財政の健全化、そして、若狭町のさらなる発展に今後も邁進して取り組んでまいりたい所存でございますので、議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

いろいろ好き勝手言わせていただいているので大変申し訳ないと思うんですけど、こういう場じゃないと住民の皆様にもいろいろなことを言えませんので、ひとつよろしくお願いをいたします。

最後になりますけども、蛇足ながら過去の議会案件から、2件の事柄を申し上げます。

3年ほど前の議案でありますけれども、緑豊かな海山にあるゲートボール場の下屋に、緑化のために数百万円かけてコケを植えるという事業をやられました。こんな財政事情で実施するような事業でしたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それではお答えをさせていただきます。

御質問の海山のゲートボール場、梅丈ランドの屋根に緑化を実施した事業でございますけれども、これは予算の審議のときにも私から説明をさせていただきましたとおり、ゲートボール場の、それぞれ雨漏りが大変厳しくなっておりまして、大規模改修が必要であるということになりました。そのために、何とかして屋上にコケの緑化をして、屋根の一部の劣化を防止したいという考え方を持たせていただきました。また、日差しの熱を遮断するという断熱効果もあるということも聞いておりましたので、やはりこの

事業につきましては、目的に合った形で私どもは事業を実施させていただいたということで、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

今まで行われたいろんな事業というのは、当然、必要であるからやられたんだと思いますけれども、どれほどの重要性があったということでもあります。屋上壁面の劣化防止、あるいは日差しの熱を遮る断熱効果、実際その効果は今わかりません。けれど、それが本当に必要なことであれば、そんな事業なら、その後行われました大規模改修の中で、日差しがさらに長時間強いと思われる上中診療所の改修、つい過日行われました三方図書館リブラ若狭の大規模改修でも、それを採用すべきではなかったのでしょうか。

私が懸念するのは、今までの財政状況を考えず、いろいろな他の事業も、このような無理やり理由をこじつけて進めた事業がいろいろあったんじゃないかと、こんな実は心配をするのです。本当に必要であれば、診療所も、あるいは図書館リブラもそういうふうな案を検討すべきではなかったのでしょうか。いかがでございますか。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

今は、建設的な言葉をいただいております。

ゲートボール場の海山の屋根に緑化をするよりも、なぜ上中診療所の改修、あるいはリブラの中央公民館でございますが、その屋根になぜその事業を乗せなかったかというお話でございます。

御存じのように、やはりそれぞれの施設に対しまして補助要綱がございます。また、目的がございます。このような事業をそれぞれ導入できればいいと思いますが、補助事業の要綱にも定められているルールがございます。やはりこのルールに従って物事を図るとというのが、私の使命でもあるわけでございます。今回、今御指摘の新しい2施設の件でございますが、これにつきましてはルール上補助事業等の制度が成り立ちませんでしたので、見送りをさせていただいたということでございますので、そのあたりにつきましては十分御理解をお願いせざるを得ないということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ちょっと私も誤解があったのかもしれませんが。町長の今の回答を聞いて、なるほどというふうには思ったんですが、私が思ったのは、今までの話から、町長は自分のした事業は絶対正しいと、この主張を押し通すように実は思えたわけです。ただ、人間というのは過去に行ったいろいろなことを、冷静に検証する勇氣も必要ではないかなというふうに考えて、これを申し上げたわけですが、今の説明で大筋、けれど本当に、そうしたら実施する方法がなかったかとまた思いますが、九十数パーセント了解したということでは終わらせていただきます。

最後になりました。もう一点、やはり予算関係での話になります。ことしの、実は当初予算に、3月に、当初予算です。私も随分話をいたしました。小浜病院及びレイクヒルズ美方病院への負担金に関して、両病院の予算と、実は若狭町の予算で九千数百万の差額が出ておりました。若狭町が少ないわけですね。結局、両病院から言われておりますから、当然その分は、いずれは乗せなきゃいけないと、こう思っていたわけですが、当初予算は六千数百万円少なく計上されて、その分をほかの事業に回されておりました。

9月に、実はその六千数百万が追加補正予算として計上されて、帳尻はそこで合ったわけですが、もし当初予算にそれを計上していれば、当初思ったその事業はできなくて、もしかしたらその分は予算削減できたかもしれないというのが、いまだに頭に残っております。これは、議会で賛成多数で可決されておりますので、町長に全ての責任があるとは思いませんけれども、もっと慎重にそういう予算組みをしていただかないと、健全財政、健全財政と話されながら、絶対、健全財政にはならないと私は思うのです。これに対する町長のコメントをお願いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それではお答えをしたいと思います。

御質問の小浜病院及びレイクヒルズ病院の予算計上についての質問でございます。

今年度の当初予算が、町長選挙前の暫定予算を組まさせていただきました。病院の負担金のうち、病院の経費に対しまして、国から交付される地方交付税の相当額からあふれている分については、政策的な負担ということで予算計上を見送りさせていただきました。組合に対しましても強く改革を促していくことを考慮したものであります。小浜病院及びレイクヒルズ病院につきましては、他の市町と一緒にいる一部事務組合

でもありますが、今後とも病院組合側に対しまして、改革を促していきたいと考えております。

本当に議員各位には、各一部事務組合、大変今、病院経営が厳しくございます。そのあたりは御理解も賜りますし、やはり改革にも注視をお願いしたい、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

私は、小浜病院だけではなく、ほかのそういう負担金・分担金にも、そういう差異が出ているのではないかと、当初、こういうふうに思うわけです。やはり、その予算組みの基本というのは、相手ももらうもの、こちらが出すものという金額が一緒にならないと、もしそれを改革か何かで下げさせないといけないということは、それまでに議論をして結論を出して、予算というのは数字の世界ですから、これは同じ数字じゃなかったらおかしいと、これを私はどんなことがあっても主張したいと思います。これついて、どのようにお考えか教えてください。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それぞれ、一部事務組合でその議会を持ちながら予算計上され、その額がそれぞれ私どもの若狭町に負担としてまいります。今、小林議員おっしゃるように、これは当然必要である財源でございます。

先ほど申し上げましたように、若狭町としましては町長選がございましたので、一部考えた面もございます。しかしながら、今ちょっと申し上げたいと思いますのは、小浜病院あるいはレイクヒルズ病院、これはそれぞれ改革プランを持っております。それぞれの両病院につきましては、病院長、これは医局になります、医局、それから事務方、これらが余りにも検討が少ないというふうな思いを私はします。

また、医局のお医者さん方でございますが、やっぱりちょっと危機意識が乏しいのではないかなという心配もします。そのために、当然小浜病院、レイクヒルズの管理者会議がございます。管理者会議で、私もこの改革プランにつきましては、やはりいろんな質問をぶつけております。親元の若狭町の財政が厳しい、そのために病院の操り出しも考えてほしい。地方交付税だけで、普通交付税の額でこれを乗り切ってもらいたいということ、何回か申し上げておるわけでございます。

そんな中、各それぞれ一部事務組合の議員の先生方がいらっしゃるわけでございます。どうぞ今後は病院の改革プラン、これらにも注視をいただきまして、どのような形で検証され、実績がそこまで行ったかということまで踏み込みをお願いできたらというふうに思っております。私ども、当然正すべきは正してまいります、皆さん方のそれぞれのお考えも、それぞれ一部事務組合で反映をお願いしたいと思っております。

なお、今年度からは小浜病院、レイクヒルズ病院の負担につきましては、特別な事情がない限り負担金は計上してまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（原田進男君）

小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいまの町長の話、そのとおりだと思います。私も病院組合の議員をさせてもらってますけれども、お医者さんに改革というのは本当にできるんだろうか。これはよく言われている、全部適用というふうなことで、いろいろなやり方を変えればまた違うんじゃないかと。病院に関しては、町長のほうからそういうふうな案も一つ出していただいて、全部適用で運営をとというふうなこともまた考えてください。

どうもありがとうございました、終わります。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

小堀信昭君の質問時間は、12時27分とします。

○12番（小堀信昭君）

本日は、社会保障と税の共通番号、マイナンバーを活用して、国や地方自治体が行政手続きに必要な個人情報をやり取りする情報連携の本格運用が、11月からスタートしたので、その概要やマイナンバーカードの普及について質問をいたします。

2点目は災害対策についてであります。台風21号で被害が町内各地でたくさんあった。その中で高瀬川水系の増水対策と、避難指示が出たときのその出し方について。

3点目には、本日は多くの質問者から財政について質問がございます。その中から補助金について、以上3件を質問いたします。

それでは最初に、情報連携の本格実施で利便性が高まるマイナンバー制度、都道府県や市町村など約1,800団体の間で11月からやり取りが可能になったとのことですが、鳴り物入りで始まったマイナンバー制度、内閣府の調査によれば、言葉は知っていても内容を知らない人が半数近くいるのが実情で、マイナンバーカードの利用法を含

め、政府はさらなるPRが必要とのことですが、町のマイナンバーカードの進捗状況をお聞きします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、小堀信昭議員の質問にお答えをしていきます。

マイナンバー制度につきましては、社会保障、税、災害対策の3分野において、複数の行政機関が連携して活用していくことで、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を実現する制度であります。そして、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され、先月11月からは、各行政機関との間で情報連携が開始されました。

それでは、マイナンバーの制度に関します細かな説明につきましては、担当の税務住民課長及び総務課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

橋本税務住民課長。

○税務住民課長（橋本清考君）

それでは、マイナンバーカード、個人番号カードの進捗状況につきまして、お答えいたします。

マイナンバーカードは、マイナンバー、個人番号が記載されました顔写真付きのカードといたしまして、平成28年1月から本人の申請に基づきまして交付が開始されております。

議員御質問の普及率でございますけど、11月末時点で延べ1,052名の方が申請をされておりまして、申請率といたしましては6.8%でございます。このカードの申請方法でございますけど、郵送での申請を初めといたしまして、インターネットの環境のありますパソコン、スマートフォンからオンラインでの申請も可能でございます。

マイナンバーカードの取得は任意ではございますけど、運転免許証と同様、公的な身分証明書として利用できるほか、確定申告におきましてe-Taxによる申告手続きにも御利用いただけますので、今後とも普及に努めてまいります。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

カードの推移で言うと6.8%、意外と出てないのですが、そういった中でマイ

ナンバー制度の本格運用により情報連携による事務手続きに、どのようなものかをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、御質問にお答えします。

御質問のマイナンバー制度の情報連携の対象となる申請事務につきましては、主なものですが、保育園の利用や児童手当、児童扶養手当などの申請、障害児の通所、入所支援、障害者福祉サービス、障害者総合支援法による医療費助成など、障害に関する申請。また、県が実施主体であります、ひとり親家庭等日常生活支援事業や生活保護の申請など、多くの事務手続きで情報連携ができるようになり、今まで申請時に特定個人情報を確認するのに必要だった書類の省略が可能となりました。

添付書類の省略につきましては、現在、若狭町に住所がある方は、法律による職務権限や本人の同意により、従来より添付書類を省略していましたが、町外からの転入や住所地特例の方、保護者が町外に住所がある場合などには、課税証明書や各種証明書などの添付が今までは必要でしたが、これからは省略できるようになりました。

一部の添付書類につきましては、国の法律の整備などによる次年度以降に省略可能になるものがありますが、このマイナンバー制度の運用によりまして、複数の行政機関とのやり取りが瞬時にできるようになり、行政事務の効率化や住所を移動される場合の事務手続きの利便性が図れるようになりました。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

ただいまの総務課長の答弁で、非常に手続きが簡略になったということでありました。

それではこういった簡略ということで、スマホの普及で内閣府がことし立ち上げたマイナンバーの個人向けサイト、マイナポータルサイトを使ったパソコン、一部スマートフォンで町では申請できるのかをお聞きします。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、御質問にお答えします。

議員御質問の、マイナポータルサイトは、情報連携と同じく平成29年11月から本格運用がされました。このサイトでは、行政機関がやり取りした個人情報の履歴の確認、行政サービスの検索とオンライン申請、行政機関の持つ自己情報の取得をすることができます。なお、このサイトを閲覧するには、パソコン、個人のマイナンバーカード、そしてパソコンと接続してマイナンバーカードを認識するための専用のカードリーダーが必要になります。また、一部ですがマイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンでも閲覧などが可能となっております。

次に、自宅でパソコンなどによるオンライン申請についてですが、現在は母子保健、保育、児童手当、児童扶養手当の4制度、15の手続きで申請が可能となっております。なお、申請方法につきましては、都道府県により異なりますが、福井県では「福井県電子申請サービス」という専用サイトで、申請もしくは申請書ダウンロードが可能となっております。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

非常に、マイナポータルサイトも使ってできるということになってるんですけども、先ほど言われた6.8%の普及率しかないということなのですが、普及が進まないのは個人情報の流出に対する対策が不安で進まないのかをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

町民の皆様の個人情報を扱わせていただいております町の行政事務におきまして、個人情報の管理は最も重要であると考えております。今後とも個人情報の管理には、ハード、ソフトの両面にわたり、細心の注意を図りながら業務を進めてまいります。

なお、個人情報の流出に対する対策につきましては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

谷口総務課長。

○総務課長（谷口 壽君）

それでは、御質問にお答えします。

マイナンバーに関する個人情報の流出に対する対策ですが、まず、今回開始されたマイナンバーにおける関係行政機関との情報連携に関しましては、法律で認められていな

い特定個人情報には厳密な制限が設けられ、取得または提供することが不可能になっております。また、通信の際には専用の符号を用いて暗号化するなどの対策をとっております。このように、マイナンバー制度の連携システムにつきましては、万全のセキュリティが確保されています。

さらに、若狭町の取り組みとしましては、まずハード面の取り組みとして、マイナンバー関連事務を行うパソコンは、通常の事務を行うパソコンとは別の専用のものを使用しております。この専用のパソコンは、インターネット接続をしておりませんので、サイバー攻撃やウイルス感染のリスクはありません。また、この専用パソコンにつきましては、通常の個人パスワードに加え、個人ごとの指紋認証による二重の管理を行い、利用職員を厳密に制限しております。

次に、ソフト面の取り組みとしましては、町の個人情報に関する管理規程を定めるとともに、職員に対しまして個人情報に関する研修会を複数回行い、個人の情報に関するモラルの維持、向上を図っております。

今後とも個人情報の管理には、ハード、ソフトの両面にわたり、細心の注意を図りながら業務を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

一応、説明をお伺いして、転入転出が多い住民は多くの事務手続きが簡単になるが、全然移動のない住民には既にナンバーが決まっているから、カードの発行が進まないのではないかと私は思います。

個人情報の、今述べられたように、管理業務は細心の注意を払うようにしていただいて、次の災害対策について質問いたします。

衆議院選の開票日に当地を襲った台風21号は、全国各地でも大きな被害をもたらしました。当町も風雨ともに強く、今も被害を受けた家屋が多く見られます。2級河川の三方五湖は300ミリを越える降雨があると、国道162号線が西田地区で毎回冠水して通行どめになり、近隣住民、観光客にとって不便なことは言うまでもありません。それに続く常神半島への県道も世久津地区で冠水。また、鳥羽地区でも県道が冠水、私も議会に出していただいて20年たちますが、町はその対策を講じているのでしょうか。毎回冠水している、その現場を見て根本的に何ら解決していないと言わざるを得ません。

私が住んでいる三十三地区のはす川を例にとっても、以前は少々の降雨で土砂が堆積

することがなかったのですが、毎年100ミリを超える程度の降雨で土砂が堆積し、下流の井崎橋上下間は、今回も堤防が決壊寸前までいっております。周辺住民の方々は、一日も早く土砂のしゅんせつを望んでおられます。今回は既に土砂置き場が確保され、しゅんせつが行われるとのことですが、これだけ大雨のたびに土砂が堆積するのは、上流水系の山々が痩せて保水能力がないと思われまます。住民が安心して暮らせる、抜本的な、かつ根本的に直す解決策をお示してください。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは次に、台風21号によります冠水した県の管理道路の対策についてお答えをします。

県が管理する道路のうち、国道162号、県道常神三方線、県道上中田烏線など、5つの路線が台風21号により冠水し通行不能となりました。これらの路線につきましては、これまでも大雨による災害時には、河川の水位が上昇すると地形的に冠水してしまう箇所であります。平成25年度の災害後、道路管理者である福井県では、国道162号と県道上中田烏線でかさ上げを行っておりますが、沿線の土地利用形態の制約や路盤の地質などから、さらなる路盤のかさ上げは困難であります。抜本的な対策としましては、湖を含む河川の治水対策が必要と聞いております。町としましては、今後も引き続き県に対しまして、治水対策を初めとした総合的な対策を要望してまいります。

また、河川の土砂堆積について質問がございました。

議員の御指摘のとおり、現状の山の保水能力というのは、最近の豪雨、雨の降り方などを考えますと、山の保水力は限度いっぱいであり、山の保水能力に頼れない状況であると思います。本当にこんな災害のとき、難しい局面を今現在迎えているなというのが私の思いでもございます。皆さんも同じかと思えます。

しかしながら、保水します今後の森林の整備につきましては、やはり災害に強い林業行政というのが急務でありますので、農林水産課長より、現在まで取り組んでおります、また、今後取り組みます森林の整備につきまして、それぞれ答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

森下農林水産課長。

○農林水産課長（森下精彦君）

それでは私から、今後の森林の整備についてお答えをさせていただきます。

森林には、洪水到達時間をおくらせ、最大洪水流量を減少させる保水能力があります

が、この保水能力には限界があり土壌が水に満たされて飽和してしまうと、それ以降の雨は浸透できなくなり、直ちに地表水として流れ出します。一説には、一雨当たりの雨量が80ミリから90ミリを超えると保水能力が失われるというデータもございます。河川の流域の山々は広く、保水能力を早期に高める対策は大変難しいことですが、町といたしましては、森林内に植物が生い茂る、健全な森林を多く育てることが対策の一つになると考えております。

そのため、毎年、施業適期を迎えた町有林と町行造林で森林整備に取り組むとともに、間伐などによる針葉樹と広葉樹の混交林化を進めております。しかしながら、町内の人工林の9割は民有林であり、各所有者の適切な森林管理なくしては有効な森林整備を進めることはできません。

今後は、町民の皆さんに森林に関心を持っていただき、補助金等を活用しながら間伐などによる適正な森林整備に取り組んでいただけるよう、事業推進を図っていきたくと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

担当課長から森林対策についてお伺いいたしました。

個人の資産でありますし、財産ですから、なかなかうまくいかないということなのですけども、このままいくと毎年また100ミリ程度で堆積すると思っているので、そのあたりは十分に住民の方と、山の地主の方と話し合っていていただいて、その政策を進めていただきたいと思います。

次に、町道の増水、冠水対策をお聞きします。先にも述べたように町道にも毎回増水時、冠水する場所があります。若狭町は観光の町として、大事な湖を一周するコース、ツーデーマーチ、またサイクリングコースにも好評を得ていますが、観音川を越え、菅湖に向かう町道が、いつも同じ場所が水没して通行できません。今回も台風の通過後、サイクリング中のペアの自転車が、通行どめの表示がなかったため、通行できると思ったのでしょうか。水がある町道にそのまま入り、地盤沈下して冠水した道路で立ち往生し、ずぶ濡れになり引き返してまいりました。切迫地区でも浦見川近辺はいつも増水に悩まされております。管理する町の姿勢と今後の対策を伺います。

○議長（原田進男君）

岡本建設課長。

○建設課長（岡本隆司君）

次に、町道の冠水対策についてお答えいたします。

台風21号で冠水による通行どめをした町道は、岩屋地係の井崎上野線、東黒田地係の南部154号線、生倉地係の東部203号線、海山切追間の東部236号線、大鳥羽及び無悪地係の1号線で2カ所、無悪地係の50号線、山内持田間の59号線で行いました。

いずれの箇所も通常の降雨では通行に支障が出るような冠水はしませんが、大雨で災害が発生する事態のときには、排水先の河川が異常に増水することにより、道路排水機能が著しく低下し、冠水してしまいます。通常、かさ上げなどの対策が考えられますが、それぞれ軟弱地盤のため、道路及び周辺の地盤沈下や、道路と隣接地との高低差の拡大など道路以外への影響が懸念され、道路改良による対策には限界がございます。

このようなことから、災害時には、まず速やかに通行どめの措置を行い、迂回路を確保し自動車などが水没などしないよう安全対策に努めております。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、私からもお答えをしたいと思います。

道路冠水の抜本的な対策となる河川の水位上昇を抑制する治水対策につきましては、これは三方五湖の話になります。国・県・町の役割分担がありまして、そこを整理して取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

国・県に対しましても、強く治水対策を要望しておりますが、予算の確保等の事情があることを十分御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願います。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

町長からも予算のことについて、非常に厳しいというお話もあります。同僚議員からも非常に借金が多いということがあって、そういった中でいかに国・県からお金を引っ張ってくるか、これはまた町長のお仕事だと私は思っておりますので、大変厳しいですけども、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

今回の増水で、先ほど災害時には、まず速やかに迂回路を確保しというお答えがあったのですが、残念ながら西浦方面へ向けて緊急車両は行けるような状態ではなかったときが一時的にありました。特に今までにない世久見、食見間が非常に、通行ができない

ような状態になった。たった一つの行けるコースが塞がってしまいました。そういったことを含めて、私は本当にこんなような形であると今、町長が前に以前に議会でも説明された、日本の農業遺産候補が毎年水害で冠水しているようでは対策不足で登録されないかとも心配をしております。そういったことで、十二分に冠水対策をしていただくことをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

災害における住民避難指示についてお聞きします。今回の衆議院選挙の開票は、いつもより早く終わり、午後11時過ぎに私は帰宅の途につきましたが、帰ると同時に、住民から避難勧告が出されているとの連絡があり「こんな強風と豪雨の中、行ったほうがいいのか」との問いに、思わず私は「だめだ」と返事をしました。あの時間での避難は危険ですので、この避難勧告を出すタイミング、後での報告では10時40分となっていました。このような時間に避難勧告を出すのは非常に危険ではないかをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいまの質問でございます。避難勧告を出しました時間帯、これが正しいかどうかという質問でございますので、お答えしたいと思います。

御存じのように、近年の土砂災害や水害の教訓から、このごろは全国的に早めの避難情報が発令をされてまいります。

10月22日の台風21号でございますけれども、時系列順に申し上げていきたいと思いますが、やはり避難には明るいうちに避難を開始していただく。そのために、まずは、準備をしますのが避難所の開設準備であります。この避難所の開設準備につきましては、午後4時に音声告知放送により、自主避難を呼びかけをさせていただきました。

続きまして、午後5時に避難準備・高齢者等避難開始情報を、音声告知端末やCATVの行政チャンネル、町のホームページを利用して発令をさせていただきました。NHKのニュースにも情報を出しております。

そして、午後10時の時点で、このような状況が私どもの本部に入っております。北川・はす川両河川とも避難判断水位に達し、今後も雨が降り続くと判断されたため、被害が発生するおそれのある地域を対象に、午後10時50分に避難勧告を発令させていただきます。

なお、避難勧告につきましては、一定のまとまりをもった範囲に対して発令をしますが、各個人の居住地の地形、住宅構造、家族構成等に違いがあるため、適切な避難行

動、避難の時期はそれぞれ異なると考えております。

自宅が立ち退き避難に必要な場所なのか、あるいは上層階への移動等で、これは2階へ避難することであり、命に危険が及ばなくなるのかなど、適切な避難行動がとれるよう、日ごろから地域住民の防災意識を高める必要があると考えております。

今後、防災訓練等の機会を利用して、啓発、周知を図っていきたいと考えております。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

ただいま、町長より答弁をいただきました。

住民の方というのは、特に年配の方はNHKのテレビとかそんなのよりも、音声の告知放送を非常に重く思っておられます。早く、4時から避難所の開設のされたのを知っていたのですが、だから大丈夫という気持ちがあったんだと私は思っておりますけども、そういったことがあるので、できるだけ避難行動を含めて、自主避難の判断するタイミング等の判断力を磨く訓練を強く要望し、次の質問をいたします。

補助金についてお伺いいたします。先ほどの同僚議員の質問でも、町長はいろんな形でルールに従ってと言われておりました。

町の行財政改革プランの中間報告に、団体補助金の見直しのプランがありました。6次産業を含め、多くの補助金が町では出ております。それぞれ補助金が出る前に、補助金要綱に沿って出ていると私は思っておりますが、その目的に沿った使い方しているのかとの町民からの指摘がありました。申請書のとおり、目的、事業内容、実績、その後の事業確認、指導等、追跡調査をしているのかをお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、小堀議員の補助金に関する質問にお答えをさせていただきます。

町の補助事業に関しましては、若狭町補助金等交付規則及び各所管課の補助金等交付要綱に基づき各種補助金を交付しており、間違いのないルールと方法で事業対応していることを確認をいたしております。補助金交付要綱の中には、補助事業の申請から実績報告、補助金が交付された後の事業の中止や、廃止になった場合の補助金の返還などが決められており、この要綱に基づいて各種補助事業の事務を進めております。あわせて、各種補助事業においても、事業ごとに補助金の交付目的や、目的を達成するための

ルール等が定められており、事業者には、その目的等を十分説明して事業に取り組んでいただいております。

今後とも慎重な事業対応をさせていただきながら、地域の活性化と農業基盤の強化が図れるよう、補助事業を積極的に活用していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、具体的な補助事業の推進と、事業完了後の確認につきましては農林水産課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

森下農林水産課長。

○農林水産課長（森下精彦君）

それでは私から、補助事業の推進と事業完了後の確認についてお答えをさせていただきます。

各補助事業には、事業ごとに補助金の目的を達成するための要件等が定められておりますので、事業者にはその内容を十分に説明し、理解してもらい、補助事業に取り組んでいただいております。特に、施設整備や農業機械の補助事業につきましては、国・県の補助と、必要な場合は町費の補助を上乗せして事業推進を図っておりますが、このような事業の場合、計画期間内での経営規模の拡大や生産額の増加などの要件が定められております。

そのため、その達成を確認するため、事業者は補助要綱等の定める期間、事業実施における効果の報告を、毎年、町に提出していただくこととなっており、その内容を国・県へ報告させていただいております。

また、各種団体への活動補助金については、補助金交付申請や事業完了後の実績報告書と総会資料などで、活動内容の確認を毎年行っております。事業者は、補助事業が完了した後は、補助事業に係る経理の証拠書類などを保存と、補助事業により取得した設備・機械などを補助金交付目的に従って効果的に運用し、管理していただく義務があります。あわせて、補助事業により取得した設備・機械などの取得財産は、国の定める処分制限期間を経過した場合や、国・県や町の補助金交付者に補助金を返還して承認を得なければ、取得財産を処分することはできないこととなっております。

町では、今後とも補助事業を適正に執行するため、国・県の補助事業の規定を遵守し、事業の推進と事業完了後の確認業務を取り行っていきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（原田進男君）

小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

今ほど、課長からきっちりと確認していくというお返事をいただきました。

私たちは、こういった補助金について、議会では予算の体制、執行の体制、賛否を採っております。賛成した場合、そういったものがどういった使われ方をしてまではわかって、その後の報告は一切ありません。ですから、町民の方から言われたときに、それがどうなっているかわからないので、きっちり答えられない。そういったことがありますので、この事業に対しては5年間の経過措置を見ると。その上で、こういった形になっていることを、今後は報告していただきたいと思います。

特に、十分に追跡調査等をして、不公平感を持たれないようにしていただくことを強く申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（原田進男君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時03分 休憩）

（午後 1時02分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

9番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は2時2分までとします。

○9番（北原武道議員）

先ほどから台風21号のお話が出てますけれども、その21号によりまして、三方五湖の水位が上昇しました。ホテル水月花が浸水被害を受けました。このホテル水月花については4年前、平成25年9月に台風18号によって、大きな浸水被害を受けております。このとき、水月湖の水位は標高2メートル20まで上がっております。その後、いざというときに建物の外周に取りつけて、水の浸入をブロックする着脱式の止水板というものを用意するなど、町は浸水予防対策を講じていました。今回の浸水は、その止水板を通り抜けて水が入ってきたものであります。

ちなみに、今回は三方湖の水位が標高1メートル80まで上がっております。

今回、どこからの水が建物のどこから入ってきたのか、浸水の経緯を説明願います。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、北原議員の質問にお答えをしていきたいと思ひます。

ただいま、ホテル水月花につきましての質問でございますので、お答えをしたいと思います。

今回の台風21号によります浸水被害を受けました。今議会におきまして、この復旧のための予算を計上をさせていただいております。

10月22日の台風の当日、ホテル水月花には42名のお客様が宿泊をされておりました。町道の冠水によりまして交通手段が寸断されたことから、翌日も宿泊を余儀なくされました。御不便を大変おかけいたしました皆さん方に、心よりおわびを申し上げたいと思ひます。

そんな中、ホテル水月花の職員の親身な対応によりまして、宿泊者のクレームや体調不良もなく、24日の午後には、お客様全員が無事にお帰りになっております。

今回、ホテル水月花が大きな被害等を受けましたが、本町には多くの民宿等があり、お客様が年間を通しお越しになっていることから、災害発生時の対応には今までも万全を期してまいりました。

今後、いつ起こるかわからない、この台風の対応でございますけれども、民宿等のお客様への情報の収集、あるいは刻々と変化する災害の状況、また、復旧情報をおもてなしの心をもつて的確に伝達する必要があるということを痛感いたしました。そのために今までも連絡は取っておりましたが、これから先はなお強く、若狭三方五湖観光協会を窓口にして連絡調整を構築をしていきたい、このように担当課には指示しております。また、観光協会には協力を呼びかけております。

今回の災害対応でも万全を期するため、私は災害対策本部長として、ホテル水月花の対応や情報収集等につきましては、担当課長である総合戦略課長に指示しておりますので、ただいまの北原議員の質問の詳細につきましては、総合戦略課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

泉原総合戦略課長。

○総合戦略課長（泉原 功君）

それでは、私からホテル水月花への浸水の経緯等につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、22日の午後9時ごろに山側からの大量の雨水により、ホテル裏側、従業員出入口扉の隙間からホテル内部へ、雨水の排水が流入し始めたときホテルから報告を受けております。その後、雨水排水の水月湖への流入がオーバーフロー状態となり、水月湖の

水位とホテル敷地が同じ高さとなり、一部ホテル横側の排水路からホテル敷地内への越水が始まっているとの報告を、翌23日の0時ごろに受けております。午前3時ごろには総合戦略課の職員がホテルでの現場確認を行っており、1階のレストランや廊下等が約3センチ浸水していることを確認しております。そのときには、ホテルへ向かう町道も約15センチ冠水している状況で、ホテル敷地内も冠水状態にあり、密閉状態とならない各出入口の扉等からの流入を確認しております。そして午前6時ごろにホテル内の浸水が、約15センチに拡大しているとの報告を受けております。午前9時30分ごろには、再び課の職員がホテルでの現場確認を行っており、午前3時ごろには見られなかった厨房や和室の宴会場、そして風呂場の脱衣所まで冠水をしておりまして、1階部分の全てが約20センチの冠水状態となっていることを確認しております。これらにつきましては密閉状態とならない各出入口の扉はもちろんのこと、水月湖側窓ガラス等の隙間からの流入が原因となっております。

以上が、ホテル水月花への浸水の経緯等となりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

最初にホテル裏側の従業員出入口の扉から水が入ってきた。ここは止水板をつけていますので、今回雨が降ってきてつけましたので、この止水板を通過したわけですね。この時はまだ湖の水面は敷地の高さまでは上がっていなかったと。その後、湖の水面が敷地の高さを越え、あちこちの止水板を突破して建物の中に水が入ってきた。入ってきた水が建物全体に広がり、最終的に1階が全部20センチ水浸しになったと、こういう説明でした。

ところで、このホテル水月花の敷地の高さは標高何メートルですか、お尋ねします。

○議長（原田進男君）

泉原総合戦略課長。

○総合戦略課長（泉原 功君）

それでは、ホテル水月花の敷地の高さにつきまして御説明をさせていただきます。

建設当時の資料により、敷地の高さは一番低い地点のレストラン前で126センチであると認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

標高1メートル26と確認させていただきました。

今回、三方湖の水面は標高1メートル80まで上がっておりますので、したがって水月湖の水面は1メートル75ぐらいかなと、つまり敷地より30センチぐらい上まで上がったと考えられます。

もう一つ、浸水の原因となりやすいのが排水ルートです。雨水、雑排水、汚水の排水ルートはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（原田進男君）

泉原総合戦略課長。

○総合戦略課長（泉原 功君）

雨水、雑排水、汚水の排水経路等につきまして御説明をさせていただきます。

まず、敷地内への雨水につきましては、ホテル敷地内に五十八川があり、ホテル敷地内への排水側溝等を接続し、自然排水をしております。また、ホテル裏側と両側には排水路を設置しております、五十八川同様に最終は水月湖へ自然排水をしております。

次に、ホテル施設の雑排水と汚水につきましては、それぞれ宅内ますへの排水経路を確保しております、その後、同一の浄化槽を経て、ポンプアップをいたしまして下水道本管への排出をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

雨水については水月湖への排水となっているということで、湖の水面は建物敷地を越しているわけですから、これはもう当然排水されません。

雑排水、汚水についてです。

私、ホテルの方から聞き取りをしております。厨房の床に直径25センチぐらいの小さいマンホールのようなものがあります。「おすい」と平仮名で刻印した白いふたがついております。マンホールのふたみたいなもんですね。厨房の床全体が冠水してからのことだそうですけれども、このふたが浮き上がって、臭いのする水が湧き出したと。そして、厨房内に広がって冠水した水と混じり合ったと、こういうふうなことを聞いております。どうしてこのような現象が起こったのかは、私にはよくわかりませんが、これは町の施設ですので、どんなことだったのか町としても調査をする必要があると思っております。

三方湖の増水によって、たびたび湖周辺で浸水被害が発生しますので、水月湖から直

接日本海に湖の水を放出するトンネル放水路、これが計画されております。この放水路はいつ完成し、また、いつ供用開始になるのかお尋ねをいたします。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、引き続きまして次の質問であります、トンネル放水路の計画の進捗につきましてお答えをさせていただきます。

早瀬川水系の治水対策として、福井県では水月湖から日本海に排水できる、トンネル放水路の建設が検討されております。

県によりますと、現在、河川整備基本方針について平成29年度中の策定を目指して、国土交通省と協議を行っているということをお聞きをいたしております。

なお、このトンネル放水路につきまして、今後の流れにつきましては建設課長から答弁をさせます。

○議長（原田進男君）

岡本建設課長。

○建設課長（岡本隆司君）

それでは、私のほうから今後の流れにつきまして御説明をさせていただきます。

現在、国土交通省と県におきまして、河川整備基本方針について協議されているところですが、これが決定されますと、引き続いて河川整備計画の策定が行われていきます。

計画策定の過程では学識経験者のほか、地域住民や地元関係者、関係自治体の意見を聞きながら進められていき、この河川整備計画が決定すれば、具体的な工事着手に向け地質調査等が進められていくこととなります。現在、町ではトンネル放水路の研究会を設け、よりよい施設となるよう先進事例の研さん等の機会を持ち、流域の皆さんと理解を深めているところでございます。

トンネル放水路の建設計画につきましては、河川整備計画が策定された後において、予算の確保等、時間を要する課題を解決した上で示されることになると思います。したがって、トンネル放水路の完成、供用開始につきましては、現時点では未定となっております。

町としましては、三方五湖の治水対策となるトンネル放水路の早期事業化と、三方五湖の護岸のかさ上げ及び修繕を、今後も引き続き県に対しまして強く要望してまいりますので御理解、御支援賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

それでは、このトンネル放水路ができれば、三方五湖の水面上昇はどの程度抑制されるのかお尋ねをいたします。

○議長（原田進男君）

岡本建設課長。

○建設課長（岡本隆司君）

次に、トンネル放水路による三方五湖の水面上昇の抑制効果についてお答えいたします。

現在、福井県において検討されているものは、計画規模がおおむね30年に1回程度に発生する降雨による洪水、これに対応できるものを整備する計画となっております。この放水路により三方五湖の水面上昇は、1.1メートルの水位でとどまり、浸水被害を免れることができます。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

私もこの計画案をつぶさに読みました。

水月湖の水位を標高1メートル10までしか上がらないようにコントロールする、そういう放水路をつくるという計画になっております。

そして、洪水と高潮が重なったとき、最悪の場合ということですが、標高1メートル19まで水位が上がるというシミュレーションをしております。シミュレーションは当然アバウトなもので、入れる条件で結果は変わってきますので、絶対とは言えませんけれども、私はそれこそアバウトな感想として、この放水路ができれば、これは効果は絶大であるというふうに読み取りました。これが完成すれば、水月湖の水面がホテルの敷地、標高1メートル26ですね、先ほどのね、これを越えることはまずないだろうというふうに思います。

ただし、問題があるといいますか、感じました。このトンネル放水路と並行して水月湖の湖岸を標高1メートル90に改良することになってます。なぜか、この海山地域はこの湖岸かさ上げ工事の予定地域にはなっておりません。この河川整備事業が全て終了した暁には、この標高1メートル26のホテル水月花の湖岸というのは、これは規格外れの湖岸ということになってしまうのではないかというふうに見られます。

もう一つの問題ですね。先ほどお答えいただいたように、この計画、放水路がいつ完成するのか全く予定が立っていない。今お話聞きますと、相当将来ではないかという気がいたします。それまでの間にも洪水はあるでしょうね。

そこで、ホテル水月花の今後の浸水防止対策をどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（原田進男君）

泉原総合戦略課長。

○総合戦略課長（泉原 功君）

それでは、今後の浸水防止対策につきまして御回答をさせていただきます。

浸水防止対策につきましては、前回の平成25年の台風18号の被害を受けまして、翌年26年に雨水等の流入や、浸水防止のための止水板工事を行っております。これまでも台風時の浸水防止の備えとして、水月花職員により止水板の設置を実施しており、今年の8月、9月の台風時にも止水板を設置することにより、雨水等の流入による浸水が防げております。

今回は、平成25年からの教訓により、エレベーターのモーター設置位置の変更や、荷台の上階部への移動等により被害を軽減できたこともありましたが、防止できなかったものもあることも事実でございます。

今回、台風21号の水月湖からホテル敷地内への冠水につきましては、護岸からの越水量と長時間の水圧により、完全な止水には至らなかったのが現実でございます。今回の教訓を生かしまして、水月湖からの流入を完璧にとめることは困難なことから、少しでも被害を軽減する対策をさらに強化する必要があると考えており、今回、厨房機器の浸水を防ぐためのかさ上げを新たに実施を行っております。

また、台風接近時には勤務職員の増員による体制強化を図るとともに、備品類の高所への移動等、想定できる被害への対処や、想定外の事案にもしっかりと対応できるようにしていくことが重要であると考えております。

そのためには専門家の意見を聞きながら、前回と今回の被害状況の確認と分析を再度行い、台風時の的確な対応、対処策の確立を行ってまいります。その上で指定管理者への指導も行いながら、備えと対応を万全にいたしまして、今後の台風等による浸水被害を軽減できるようにしてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

浸水はやむを得ないというふうなニュアンスの、ちょっと弱腰な答弁だったなという気もいたしますけれども、今後のことで私のほうからも3点、提案をしておきたいと思っております。

1つ、私はこの止水板の水密性、これをもっと向上させる、完全なものにすることは可能であるというふうに思っております。専門家とそれこそよく相談をしていただいて、改善することを要望いたします。

2つ目、先ほど問題にした排水経路ですね。これは先ほども言いましたけども、ちゃんと調べて専門家に見てもらって、多分、何らかの改善が必要だと思いますので、改善を要望いたします。

3つ目ですが、建物にドアとかガラスとかから侵入してくる水です。この水をこの侵入して建物に入ったその場所ですね、建物内の侵入箇所ブロックできませんでした。冠水がどんどん広がって、結局最終的に1階全体が水浸しになったと。和室宴会場の畳まで水浸しになったと、こういうわけです。

ホテルの方に聞きますと、そういうふうに水がどんどん広がっていく、そのとき各部屋や通路の境界部分、そこには普通ドアがあったりいろいろするわけですが、もうこのドアのすき間とかそういうところにタオルを置いたり、お客さんが使ったこれからクリーニングに出すというタオルだそうですけども、それを使ったり、それから板きれを置いてバリケードをしたそうです。しかし、このバリケードを突破して水は建物全体に広がったわけですね。

消防署の方から、私がかつて聞いたことですけども、水の浸入は土のうを積んでとめるのが一番効果的だと。土のうがない場合には、ビニール袋に水を入れてそれにしなさいと、それを使いなさいと、こんなことも聞きました。いろいろ勉強すれば、この侵入してきた水を、そこでとめるということは可能だと思います。担当課としてはホテルの指定管理者と一緒に、有効なブロック方法を勉強して、その方法に習熟しておいてもらいたいと、以上を提案して次の質問に移ります。

原発関連です。

質問通告書で、関西電力は来年1月に大飯原発3号機を、そして3月に4号機を再稼働させる計画だということで書きましたけれども、その後、神戸製鋼のデータ改ざんが発表されました。関西電力は点検のためということで再稼働延期と発表をいたしました。この神戸製鋼の発表がなければ、そのまま再稼働に突っ込んでいたところだったわけですね。では、この規制委員会の審査、あれは一体何だったんだろうかと私は

不思議に思っております。

大飯3・4号機は、いずれもあと7年で使用済み燃料保管プールが満杯になります。実は日本中の原発は、どれも似たような状態です。高浜原発もそうです。この使用済み燃料を次に移すための中間貯蔵施設はまだできていません。

今回の大飯をめぐることも、西川知事と関西電力がこの中間貯蔵施設について、緊迫したやりとりをしております。ただしかしながら、私は先行きは厳しいものがあるというふうに感じます。

この中間貯蔵施設の受け入れ先が決まらない、その原因の一つに核のごみ、これを最終的に処分する最終処分場が決まってないということがあります。

2002年、経済産業省は最終処分地を選定するために、審査を受け入れる自治体、受け入れてくれる自治体を公募いたしました。調査ですね。地質調査とか調査を受け入れる自治体を公募しました。しかし、いまだに調査を受け入れる自治体は現れていません。

そんな中、ことし7月、経済産業省は最終処分施設を建設するのに適する可能性のある場所ということで、これを科学的特性マップという名前で発表をいたしました。これですね（資料提示）。この黄緑、一番濃い黄緑で塗ってあるところが適する可能性のある場所と、こういうことになりますね。これを7月に発表いたしました。

このマップに関して県内の市長、町長は、それぞれいろんな反応をいたしました。それをマスコミが報道をしております。

例えば、敦賀市長は受け入れは考えていないが、国から説明を受ける、この地図についてですね。説明を受けることは否定しないと。

これ今、経済産業省が各地域で、住民と懇談会やりながら説明をしていますからね。北陸地方はまだですけど。

鯖江市長は受け入れに手を挙げているわけでもないし、住民の理解も得られないので受け入れることはできないと。この地図どころか、もう最終処分場そのものが初めから考えてないよと、こんな話ですね。

本町の反応は、現時点ではコメントできないと、こういうものでした。

このマップは、最終処分という原発の重大な問題について、困り果てた経済産業省が自治体と話をしたいと、対話をしたいということで、そのために発表したものです。この「コメントできない」というのは、ちょっと傍観者的な聞こえ方がしますので、国の原子力政策の一環として、国はこの自治体に対話を投げかけているわけですから、自治体の長は傍観者であってはならないというふうに思います。

この「コメントできない」とした理由、真意について町長に伺います。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、引き続きまして北原議員の質問にお答えをしてまいります。

これまで原子力発電は経済性に優れ、地球環境問題にも貢献するものとして、日本のエネルギー施策の中核を担ってまいりました。しかし、東京電力福島第一原発事故により、日本の原子力政策は混乱し、原発を多く抱える当地域も経済の不安定化など、住民生活に大きな影響を与えているところであります。

政府は、平成26年にエネルギー基本計画を策定し、原発について「依存度を可能な限り低減する」としつつ、重要なベースロード電源の1つと位置づけをしました。それを受け、事故を踏まえてつくられた新規制基準に基づく安全審査に合格した原発が、地元の同意の上、再稼働し、現在では高浜3・4号機を含む5基が国内で稼働をしている状況です。また、先般、大飯3・4号機につきましても、おおい町、福井県の同意を受け、現在、再稼働に向けての手続きを進められているところであります。

このように原発の再稼働が進む中、議員御指摘の使用済み核燃料を含む高レベル放射性廃棄物の処理について、その対策が問題となっております。このことから、平成27年に最終処分法に基づく基本方針が改定され、地下深くの安定した岩盤に埋設する、いわゆる地層処分を前提に取り組みを進めることや、国民や地域の理解と協力を得ていくため、地域の科学的特性を国からお示しすることなど、国が前面に立って取り組むことが決定をいたしました。

それを受けて、専門家による検証を重ねた後、本年7月に、地域の地下環境等の科学的特性を全国の地図の形でわかりやすく、先ほど北原議員が示されました、科学的特性マップとして示されたところであります。提示されたマップでは本町は輸送面でも好ましい地域とされております。

科学的特性マップは、科学的な情報を客観的に提供し、地層処分という処分方法の仕組みや我が国の地下環境等に関する国民の理解を深めるためのものであって、好ましいとされる自治体に処分場等の受け入れの判断を求めるものではないと認識をいたしております。また、最終処分につきましても、国が責任をもって取り組むことが大前提であると考え、一自治体としてのコメントは控えたところであります。

私は準立地の立場としても、原子力の重要性、使用済み核燃料問題、核燃料サイクルの意義などの内容について、国が国民への理解を促進するための説明を果たすことが重

要と考えており、今回の国の取り組みはその一つとして認識しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

私の質問に対して、あまり深まったお答えをいただけなかったというふうな感じがします。

私はこの地図は、これは科学的でも何でもなし。名前は科学的ですけどね。海岸から20キロメートルに、ただ色をつけただけのものに過ぎないというふうに思います。地層処分、地下300メートルに10万年間保存すると、保管すると、高レベル放射性廃棄物ということですけども。そんな場所は日本のどこにもない。本当に科学的に考えてそう思います。若狭町で調査してもらっても、多分、適地は見つからないだろうというふうに思います。

避難の問題に移ります。

大飯原発の緊急時対応が発表されました。やがて住民避難訓練が実施されると思います。昨年の避難訓練で指摘したことで、重複して申しわけないんですけども、改めて指摘して質問をいたします。

このチラシ（資料提示）、これは昨年安定ヨウ素剤を配付するときに、訓練参加者に同時に配付された文書です。ここのところですね。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素を吸い込む24時間前、1日前に飲めば90%の効果がある。しかし、吸い込んでしまうとその後はどんどん効果が下がると、こう書いてあるわけですね。これ裏側です。表側。したがって、この安定ヨウ素剤の効果というのは服用のタイミングが非常に重要であると、こう書いてあるわけです。

この訓練をした、本町の避難訓練はUPZ避難です。30キロ圏ですね。つまり、放射性ヨウ素が既に空中を漂っている。20マイクロシーベルト。あるいは500マイクロシーベルトということですけども。それで始めて避難が発令されます。その避難の過程で安定ヨウ素剤を配付しているわけですね。したがって、配布された安定ヨウ素剤は直ちに飲む必要があります。それでも効果は、もう手遅れになっているというぐらいですね。

ところがこの文書には、国が服用の指示を出しますので、それまで決して飲まないでくださいと。配るけれども飲むなど、こんなふうには書いてあるわけですね。実際に、訓練では安定ヨウ素剤、訓練のときはあめ玉ですけどね、これを飲まずに訓練参加者は避

難先に向かいました。

UPZ避難では、避難が始まる時には既に安定ヨウ素剤、服用しなさいという指示が出てるはずです。配った後に指示が出るということではなくて、もう既に避難のときは出ていると、そういうはずだと思いますね。服用の必要があるから安定剤を配付しているわけです。この安定剤を配付するけれども直ちに飲むなという文書は、UPZの避難にはふさわしくない、間違いだと私は指摘してきたわけです。

この文書は今でも正当、有効なものか、今後とも避難訓練が行われますので、確認しておきます。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

北原議員の御質問にお答えいたします。

昨年の福井県原子力防災訓練におきまして、安定ヨウ素剤の配付訓練を実施いたしました。訓練での国からの指示は安定ヨウ素剤配付のみであり、県が用意したチラシもそれに合わせた内容になっていました。安定ヨウ素剤の効果は服用の時期に大きく左右されるため、国の服用指示により服用することとなっています。指示により服用するものと御理解をお願いいたします。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

このチラシは間違いではないんだという担当課長のお答えです。

実はこの問題については、私は、課長と長きにわたって真剣な議論を重ねております。一度出した文書は絶対に間違っていましたとは言わない。国・県を含めたこのような原子力行政の硬直さに、私はあきれております。これでは住民の命は守られない、そう感じます。

放射性物質が放出される前に避難する5キロメートル圏、PAZですね。5キロメートル圏の住民には安定ヨウ素剤が事前に配付されています。本当は、今お話したような放射性物質が放出されてから避難するUPZ圏、若狭町などですね。UPZ圏の住民こそ安定ヨウ素剤を事前に配付しておく必要があると思いますね。

それはさておき、現在、設定されている4カ所の安定ヨウ素剤配付場所、若狭町内のみでは、迅速に安定ヨウ素剤を配付するのは困難である。これは私も主張し、課長も同意しておられることです。安定ヨウ素剤の配付場所に関して、その後どのように改善が

図られているかお伺いをいたします。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

ただいまの安定ヨウ素剤の配付についての御質問にお答えします。

緊急時における安定ヨウ素剤の配付候補場所は、役場の上中庁舎、三方庁舎、地域福祉センターいずみ、野木公民館の4カ所となっております。避難先や避難経路等を勘案し、県と協議の上、候補地の中から配付場所を決定することになっています。

ヨウ素剤の緊急配付場所は、避難経路上の一定規模の駐車場を有する公共施設で配付することを原則としており、また配布に要する人員の確保も必要であり、配付候補地の拡充については難しい面がありますが、学校や保育所への配備は重要であると考えております。

現在、県では学校や保育所への配備を計画しており、保護者への説明の進め方や、服用同意の確認方法等、配備に向けた準備を進めていると聞いております。県当局へは、なるべく早く配備されるよう要望してまいりたいと思います。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

学校や保育所に安定ヨウ素剤を配備する計画が進んでいるということで、これが実現すれば一歩前進だというふうに思います。

今度新しく国道303が避難道路になりました。一方で今津には陸上自衛隊の基地があり、国道303は原発事故のときには制圧道路として、事故の制圧ですね、制圧道路として重要な役割を担っております。

国道303の改良が必要であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

御質問にお答えします。

10月末に内閣府が発表した、大飯地域の緊急時対応の中で、若狭町における避難先までの主な経路に代替経路として国道303号線を使った経路が示されております。

国道303号線は2車線が確保されております。また、大規模災害時においても通行が制限される路線ではありません。避難路、避難経路として使用する道路としては問題

ないと理解しております。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

問題ない、改良の必要はないんだと、こういうお答えです。

ちょっと町長にですが、町長は以前から国道303の改良が必要だというふうに述べておられたと思います。今回、この原発の避難道路に指定されたということで、どのようにお考えでしょうか。町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原田進男君）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは再質問の形で受けましたので、答弁させていただきます。

国道303号線の改良につきまして答弁を申し上げます。

まず、若狭地域の国道303号線が避難道路として指定をされました。現在、国道303号線は重要な避難道路として位置づけられたというふうに認識を新たにいたしております。

そんな中、国道303号線の改良の現状を踏まえながら、将来の計画を踏まえながらちょっとお話しをしたいと思いますんですが、やはり初期の投資をする部分、そして長期的に投資を考える部分、これ2つあると思います。

まず、初期の投資をして国道303号線の改良をどうするかということでございますが、今現在、それぞれ国道303号線の改良工事が進んでおります。特に熊川地区につきましては歩道の設置、これが順序よく進められております。

それから御存じのように、滋賀県高島市のちょうど保阪のトンネルでございますが、これらにつきましても線形の改良、そして拡幅の確保、それぞれ工事が進められておりますし、降雪時における通行の確保、これが重要であるということもお聞きをしておりますし、現在のところ最大限今の形を早く実現したい。完成が平成32年ということも聞いておりますので、それに向かって順序よく整備を行っていただくことが大事であろうと思っております。

それに、次の長期的なビジョンとして考えることがあると思います。それは滋賀県の湖西道路の延長を舞鶴若狭自動車道、上中インターに接続するというような構想を考えられるのは一つであろうと思います。これは今の国道303号線を使うばかりでなく、御存じのように快速鉄道の路線も決まっておりますので、それを使った形で国の整備に

お願いをしていくというのがこれも長期になると思いますが、そのようなことも考えられております。

これをやろうと思いますと、滋賀県と福井県に道路整備の基本計画、これが必要になってまいります。それがありませんと、どういう形で道路の整備ができるかというのが大変難しい問題でございます。そのために、やはり長期のビジョンにつきましては沿線の市町、そして特に嶺南地域、やはり全体的な話になろうと思いますので、その合意形成、そして福井県、滋賀県、これらにそれらのビジョンを示しながら物事を進める必要があるということで、私は将来的に長期のビジョンとして位置づけていく必要があるかなど。そして、皆さん方に御理解を願っていくというのが、大事であろうと思います。

なお、長期のビジョンにつきましては、一步一步進めさせていただくのが私の使命と考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

ありがとうございました。

大飯原発の場合に今度本町全域がUPZ圏に入ります。今まで三方地域では避難訓練を行っていません。大飯原発の事故を想定した訓練では、これは三方地域で行う必要があるというふうに思いますけれども、この場合には当然、上中地域も避難の対象区域になっているはずですから、本当に実効性ある避難訓練ということでは、本町全域を避難対象に設定した訓練、それを三方地域中心に行う必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（原田進男君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、避難訓練についての御質問にお答えいたします。

大飯発電所からの30キロメートル圏内に、若狭町全域が入ります。

今まで高浜発電所での事故を想定した訓練におきましては、野木地区や三宅地区で安定ヨウ素剤の配付訓練や避難訓練を実施してまいりました。平成26年は野木公民館で、昨年は上中庁舎で配付訓練を行っております。今年度は地域福祉センターいずみで、配付訓練を行う予定をしております。

今後は、大飯発電所での事故を想定した訓練の実施も予想されます。大飯発電所での

事故を想定した原子力防災訓練が計画された場合、町全域が訓練対象となりますので、より実効性のある訓練になるよう工夫してまいりたいと思います。

なお、今までは県の原子力防災訓練に参加する形で、個別訓練や総合訓練に取り組んできましたが、今後は、町の防災訓練の中でも原子力災害を想定した訓練に取り組む必要があると考えております。実施に当たっては、地域づくり協議会と相談したいと思っております。

○議長（原田進男君）

北原武道君。

○9番（北原武道議員）

ありがとうございました。

最後の質問です。

前回の定例会でも質問したんですけども、この琵琶湖若狭湾快速鉄道の積立金です。前回、この使い方については年内に方向性を取りまとめるということでございました。議会といたしましては、この12月定例会が最後の機会となりますので、改めてどうなっているのか確認をさせていただきます。お願いします。

○9番（北原武道議員）

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、北原議員の質問にお答えをさせていただきます。

嶺南鉄道整備促進基金の質問についてお答えを申し上げます。現在までの経過を含めて御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

9月の定例会でも答弁をいたしましたけれども、嶺南鉄道整備促進基金は、これは平成9年から嶺南の6市町において積み立てをしてまいりました。現在の市町分の基金積立残高は、利息を含めまして約31億円となっております。一方、県におきましても平成10年より、地域振興基金として積み立ててきており、その残額は約50億円となっております。

この基金積立残額の取り扱いにつきましては、嶺南地域鉄道事業化検討協議会が中心となり、検討・協議を進めるとともに基金を管理する嶺南広域行政組合の管理者会、そして副市長、副町長の会、また担当課長で組織する幹事会の場で議論を重ね、現在は大きな方向性を定めたところであります。

現時点での進捗状況でございますが、市町村分及び県が保有する基金を、あわせて活用策を検討するとともに、大きな方向性として、まず北陸新幹線敦賀開業及び小浜開業

を見据えて、円滑なアクセスと周遊を実現するための2次交通の充実や、各駅周辺の拠点機能の整備などに取り組み、交流人口の拡大や定住人口の促進に結びつけていきたいと考えております。

県が保有する約50億の基金を活用するために、何よりも県の理解が必要であり、今後、県との協議や要望活動を通じて、意向を確認しながら嶺南及び若狭町にとってメリットのある事業を見定めていきたいと考えております。

なお、当初は年内で具体案を取りまとめる予定でありましたが、県との協議及び具体的な事業内容の検討につきましては、慎重に進める必要があり、決定時期の延期はやむを得ないと判断をいたしております。

引き続き関係機関との協議を重ね、県との調整がついた段階で内容を皆さん方に御報告を申し上げたいと考えておりますので、現在のところの進捗を御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（原田進男君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。

議案審査のため、あす12日から20日までの9日間、休会したいと思います。

これに御意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、あす12日から20日までの9日間、休会することに決定しました。

以上をもって、本日の日程全てを終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午後 2時03分 散会）